

平成29年 第6回

# 戸田市教育委員会定例会

平成29年6月29日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第6回教育委員会（定例会）次第

## 1 開会

## 2 前回の会議録の承認

## 3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

## 4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

## 5 議事

ページ

### (1) 専決処理事項の報告

報告第 2号 戸田市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について…………… 1

報告第 3号 戸田市公民館運営審議会委員の委嘱について…………… 2

### (2) 議案

議案第20号 未来へはばたく人財育成資金条例施行規則（案）について…………… 4

議案第21号 戸田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）について…………… 26

議案第22号 戸田市社会教育委員の委嘱について…………… 28

議案第23号 戸田市文化財保護審議会委員の委嘱について…………… 30

## 6 その他

### (1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成29年7月27日（木）午前9時30分～

### (2) その他

## 7 閉 会

## 議案第20号

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、未来へはばたく人財育成資金条例（平成29年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第2条 高校奨学給付金申請者は、条例第5条の規定による申請をするときは、親権者及び連帯保証人が連署した高校奨学給付金申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。

- (1) 高校奨学給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者並びに連帯保証人の市税完納証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 条例第3条第2号に規定する中学校の校長の推薦書
- (4) 高校奨学給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者並びに連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書
- (5) 生活保護受給証明書（生活保護法（昭和22年法律第144号）による被保護世帯に属する者に限る。）

2 前項第1号、第4号及び第5号の証明書は、本人の同意により教育委員会が確認することで省略することができる。

（決定通知）

第3条 条例第6条（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、高校奨学給付金決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（請求書の提出）

第4条 奨学生は、高校奨学給付金を受けようとするときは、高校奨学給付金請求書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の請求書の提出があったときは、奨学生の入学の決定又は進級の見込みを確認した上で速やかに高校奨学給付金を給付するものとする。

（誓約書の提出）

第5条 条例第8条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。）の誓約書の様式は、誓約書（第4号様式）によるものとする。

（在学証明書の提出）

第6条 奨学生は、毎年4月1日以降の在学証明書を教育委員会の定める期間

に提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第7条 条例第9条第3項(条例第19条において準用する場合を含む。)に規定する変更の届出は、連帯保証人変更届(第5号様式)によるものとする。

(身上異動の届出)

第8条 条例第11条の異動届の様式は、身上異動届(第6号様式)によるものとする。

2 親権者は、奨学生が死亡したときは、直ちに奨学生死亡届(第7号様式)により届け出るものとする。

(返還の免除)

第9条 条例第13条(条例第19条において準用する場合を含む。)ただし書の規定により高校奨学給付金の返還の一部又は全部を免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 奨学生が死亡し、又は心身に著しい障害が生じた場合 返還すべき額の全部

(2) 災害その他のやむを得ない事由により、教育委員会が免除することが適当と認めた場合 返還すべき額のうち当該事由に応じ教育委員会がその都度定める額

2 高校奨学給付金の返還の免除を受けようとする者は、高校奨学給付金返還免除申請書(第8号様式)に教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、高校奨学給付金の返還の免除の可否を決定し、高校奨学給付金返還免除決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(申請)

第10条 海外体験給付金申請者は、条例第19条において準用する条例第5条の規定による申請をするときは、親権者及び連帯保証人が連署した海外体験給付金申請書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。

(1) 海外体験給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者並びに連帯保証人の市税完納証明書

(2) 海外体験給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者並びに連帯

保証人の課税証明書又は非課税証明書

(3) 生活保護受給証明書(生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。)

2 前項各号の証明書は、本人の同意により教育委員会が確認することで省略することができる。

(請求書の提出)

第11条 派遣生は、海外体験給付金を受けようとするときは、海外体験給付金請求書(第11号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに海外体験給付金を給付するものとする。

(準用)

第12条 第3条、第5条、第7条、第8条第2項及び第9条の規定は、海外体験給付金について準用する。この場合において、第3条中「高校奨学給付金決定通知書(第2号様式)」とあるのは「海外体験給付金決定通知書(第12号様式)」と、第5条中「第4号様式」とあるのは「第13号様式」と、第7条中「第5号様式」とあるのは「第14号様式」と、第8条第2項及び第9条第1項第1号中「奨学生」とあるのは「派遣生」と、第8条第2項中「奨学生死亡届(第7号様式)」とあるのは「派遣生死亡届(第15号様式)」と、第9条中「高校奨学給付金」とあるのは「海外体験給付金」と、同条第2項中「高校奨学給付金返還免除申請書(第8号様式)」とあるのは「海外体験給付金返還免除申請書(第16号様式)」と、同条第3項中「高校奨学給付金返還免除決定通知書(第9号様式)」とあるのは「海外体験給付金返還免除決定通知書(第17号様式)」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(表)

第1号様式(第2条関係)

高校奨学給付金申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

下記により、高校奨学給付金を受けたいので申請します。

|     |                         |          |     |               |                   |          |
|-----|-------------------------|----------|-----|---------------|-------------------|----------|
| 申請者 | フリガナ                    |          | 性別  | 生年月日          |                   | 年 月 日(歳) |
|     | 氏名                      |          | 印   | 男・女           |                   |          |
|     | 住所                      |          |     | 電話            | (自宅)              |          |
|     |                         |          |     |               | (携帯)              |          |
|     | 学歴                      | 小学校      |     |               | 中学校               |          |
|     |                         |          |     |               |                   |          |
|     | 進学校                     | 入学年月(予定) | 年 月 |               |                   |          |
|     | 学校名                     | 立        |     | 高等学校<br>( 年制) |                   |          |
|     | 所在地                     |          |     |               |                   |          |
| 同意  | 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに |          |     |               | 同意します。<br>同意しません。 |          |

|     |                         |    |    |      |                   |          |
|-----|-------------------------|----|----|------|-------------------|----------|
| 親権者 | フリガナ                    |    | 続柄 | 生年月日 |                   | 年 月 日(歳) |
|     | 氏名                      |    | 印  |      |                   |          |
|     | 住所                      |    |    | 電話   | (自宅)              |          |
|     |                         |    |    |      | (勤務先)             |          |
|     | 職業                      |    |    |      | (携帯)              |          |
|     | 現在の勤務先                  | 名称 |    |      |                   |          |
|     | 所在地                     |    |    |      |                   |          |
| 同意  | 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに |    |    |      | 同意します。<br>同意しません。 |          |

| その他の家族の状況 | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 同意                                       | 現在の勤務先又は学校名・学年 |
|-----------|----|----|----|--|----------------|
|           |    |    |    | 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに同意します。<br>同意しません。 |                |

(裏)

|               |                         |     |      |                   |           |
|---------------|-------------------------|-----|------|-------------------|-----------|
| 連帯保証人<br>(自筆) | フリガナ                    |     | 生年月日 |                   | 年 月 日( 歳) |
|               | 氏 名                     |     | 印    |                   |           |
|               | 住 所                     |     | 電 話  | (自 宅)             |           |
|               | 職 業                     |     |      | (勤務先)             |           |
|               |                         |     |      | (携 帯)             |           |
|               | 現 在 の<br>勤 務 先          | 名 称 |      |                   | 申請者との関係   |
|               |                         | 所在地 |      |                   |           |
| 同 意           | 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに |     |      | 同意します。<br>同意しません。 |           |

(注) 添付書類

- 1 申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書
- 2 成績証明書
- 3 学校長の推薦書
- 4 申請者の世帯全員及び連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書
- 5 生活保護受給証明書（生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。）

|        |
|--------|
| 世 帯コード |
| 申請者コード |
| 親権者コード |
| 保証人コード |

※ 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに同意する場合で、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、1及び4の添付書類は不要

第2号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸田市教育委員会 印

高校奨学給付金決定通知書

年 月 日付で申請のあった高校奨学給付金について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 高校奨学給付金を給付する。

|              |          |
|--------------|----------|
| 決定番号         |          |
| 給付金額<br>(月額) |          |
| 給付期間         | 年 月～ 年 月 |

- 高校奨学給付金を給付しない。

(注) 高校奨学給付金の給付決定を受けた者は、本通知書受領後15日以内に、親権者及び連帯保証人が連署した誓約書を教育委員会に提出してください。

第3号様式（第4条関係）

高校奨学給付金請求書

年 月 日

（宛先）

戸田市教育委員会

奨学生 住所

氏名

印

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則第4条の規定により、次のとおり請求します。

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 給 付 決 定 年 月 日 | 年 月 日                       |
| 高校奨学給付金の給付決定額 | 円                           |
| 高校奨学給付金の既交付額  | 年 月 日交付 円                   |
|               | 年 月 日交付 円                   |
|               | 計 円                         |
| 今 回 交 付 請 求 額 | 円                           |
| 未 交 付 額       | 円                           |
| 添 付 書 類       | 1 高校奨学給付金決定通知書の写し<br>2<br>3 |

第4号様式（第5条関係）

## 誓約書

私は、このたび未来へはばたく人財育成資金条例に基づき、高校奨学給付金の給付決定をいただいたことについて、同条例はもとより貴市の指示等を遵守し、品行を慎み、学業に励むことを誓約いたします。

親権者及び連帯保証人は、本人のこの誓いを守らせることに責任を負い、十分に指導いたします。

年 月 日

奨学生 住所

氏名

印

親権者 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

(宛先)

戸田市教育委員会

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

奨学生 住 所

氏 名

印

親権者 住 所

氏 名

印

下記のとおり連帯保証人が変更となったので届け出ます。

記

1 連帯保証人の住所氏名

旧連帯保証人 住 所

氏 名

新連帯保証人 住 所

氏 名

2 変更期日

年 月 日

3 変更理由

連 帯 保 証 人 承 諾 書

が、未来へはばたく人財育成資金条例の規定により、奨学生と  
なっていることに関して連帯保証人となることを承諾いたします。

また、教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに 同意します。  
同意しません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(注) 添付書類 新連帯保証人の市税完納証明書及び課税証明書

※ 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに同意する場合で、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、添付書類は不要

第6号様式（第8条関係）

身 上 異 動 届

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

奨 学 生 住 所

氏名

印

親 権 者 住 所

氏名

印

連 帯 保 証 人 住 所

氏名

印

下記のとおり異動があったので届け出ます。

記

- 1 異動の内容    ア 休学    イ 復学    ウ 退学    エ 転学  
                  オ 住所    カ 連帯保証人の住所    キ 氏名

|     |  |
|-----|--|
| 新住所 |  |
| 旧住所 |  |

|     |  |
|-----|--|
| 現 姓 |  |
| 旧 姓 |  |

2 異動の期日（期間）

3 異動の理由

- (注) 添付書類    1    ア～エの場合は、当該学校長の証明書  
                  2    疾病による場合は、医師の診断書

第7号様式（第8条関係）

奨学生死亡届

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

親権者 住所

氏名

印

奨学生が死亡したので届け出ます。

記

1 奨学生氏名

2 死亡年月日 年 月 日

3 高校奨学給付金受領期間 年 月 日～ 年 月 日

4 高校奨学給付金受領額 円

第8号様式（第9条関係）

高校奨学給付金返還免除申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

奨学生 住所

氏名

印

親権者 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

下記のとおり高校奨学給付金の返還の免除を受けたいので申請します。

記

1 高校奨学給付金総額 円

2 返還未済金額 円

3 返還の免除を受けようとする理由

ア 奨学生の死亡 イ 心身の著しい障害 ウ 災害その他のやむを得ない事由

(注) 添付書類 1 イの場合は、診断書

2 ウの場合は、返還の免除を受けようとする理由がわかる書類

第9号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸田市教育委員会 印

高校奨学給付金返還免除決定通知書

年 月 日付で申請のあった高校奨学給付金の返還の免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

返還を免除する。

|      |  |
|------|--|
| 免除金額 |  |
|------|--|

返還を免除しない。

(表)

第10号様式(第10条関係)

海外体験給付金申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

下記により、海外体験給付金を受けたいので申請します。

|     |                         |     |     |      |                   |
|-----|-------------------------|-----|-----|------|-------------------|
| 申請者 | フリガナ                    |     | 性別  | 生年月日 | 年 月 日( 歳)         |
|     | 氏 名                     | 印   | 男・女 |      |                   |
|     | 住 所                     |     |     | 電話   | (自宅)              |
|     |                         |     |     |      | (携帯)              |
|     | 学 歴                     | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |                   |
| 同 意 | 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに |     |     |      | 同意します。<br>同意しません。 |

|     |                         |     |     |      |                   |
|-----|-------------------------|-----|-----|------|-------------------|
| 親権者 | フリガナ                    |     | 続柄  | 生年月日 | 年 月 日( 歳)         |
|     | 氏 名                     | 印   |     |      |                   |
|     | 住 所                     |     |     | 電話   | (自 宅)             |
|     |                         |     |     |      | (勤務先)             |
|     | 職 業                     |     |     |      | (携 帯)             |
|     | 現在の勤務先                  | 名 称 | 所在地 |      |                   |
| 同 意 | 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに |     |     |      | 同意します。<br>同意しません。 |

| その他の家族の状況 | 氏 名 | 続柄 | 年齢 | 同意                                       | 現在の勤務先又は学校名・学年 |
|-----------|-----|----|----|--|----------------|
|           |     |    |    | 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに同意します。<br>同意しません。 |                |

(裏)

|           |                         |     |      |    |                   |         |
|-----------|-------------------------|-----|------|----|-------------------|---------|
| 連帯保証人(自筆) | フリガナ                    |     | 生年月日 |    | 年 月 日( 歳)         |         |
|           | 氏 名                     |     | 印    |    |                   |         |
|           | 住 所                     |     |      | 電話 | (自 宅)             |         |
|           | 職 業                     |     |      |    | (勤務先)             |         |
|           | 現 在 の 勤 務 先             | 名 称 |      |    |                   | 申請者との関係 |
|           |                         | 所在地 |      |    |                   |         |
| 同 意       | 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに |     |      |    | 同意します。<br>同意しません。 |         |

(注) 添付書類

- 1 申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書
- 2 申請者の世帯全員及び連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書
- 3 生活保護受給証明書（生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。）

|        |
|--------|
| 世 帯コード |
| 申請者コード |
| 親権者コード |
| 保証人コード |

※ 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに同意する場合で、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、1及び2の添付書類は不要

第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)

海外体験給付金請求書

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

派遣生 住所

氏名

印

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則第 1 1 条の規定により、次のとおり請求します。

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 給 付 決 定 年 月 日 | 年 月 日                       |
| 海外体験給付金の給付決定額 | 円                           |
| 今 回 交 付 請 求 額 | 円                           |
| 添 付 書 類       | 1 海外体験給付金決定通知書の写し<br>2<br>3 |

第12号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸田市教育委員会 印

海外体験給付金決定通知書

年 月 日付で申請のあった海外体験給付金について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 海外体験給付金を給付する。

|      |  |
|------|--|
| 決定番号 |  |
| 給付金額 |  |

- 海外体験給付金を給付しない。

(注) 海外体験給付金の給付決定を受けた者は、本通知書受領後15日以内に、親権者及び連帯保証人が連署した誓約書を教育委員会に提出してください。

第13号様式（第12条関係）

## 誓約書

私は、このたび未来へはばたく人財育成資金条例に基づき、海外体験給付金の給付決定をいただいたことについて、同条例はもとより貴市の指示等を遵守し、品行を慎み、国際交流に励むことを誓約いたします。

親権者及び連帯保証人は、本人のこの誓いを守らせることに責任を負い、十分に指導いたします。

年 月 日

派遣生 住所

氏名

印

親権者 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

(宛先)

戸田市教育委員会

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

派遣生 住 所

氏 名

印

親権者 住 所

氏 名

印

下記のとおり連帯保証人が変更となったので届け出ます。

記

1 連帯保証人の住所氏名

旧連帯保証人 住 所

氏 名

新連帯保証人 住 所

氏 名

2 変更期日

年 月 日

3 変更理由

連 帯 保 証 人 承 諾 書

が、未来へはばたく人財育成資金条例の規定により、派遣生と  
なっていることに関して連帯保証人となることを承諾いたします。

また、教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに 同意します。  
同意しません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(注) 添付書類 新連帯保証人の市税完納証明書及び課税証明書

※ 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに同意する場合で、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、添付書類は不要

第15号様式（第12条関係）

派遣生死亡届

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

親権者 住所

氏名

印

派遣生が死亡したので届け出ます。

記

1 派遣生氏名

2 死亡年月日 年 月 日

3 海外体験給付金受領額 円

第16号様式（第12条関係）

海外体験給付金返還免除申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市教育委員会

派遣生 住所

氏名

印

親権者 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

下記のとおり海外体験給付金の返還の免除を受けたいので申請します。

記

1 海外体験給付金総額 円

2 返還未済金額 円

3 返還の免除を受けようとする理由

ア 派遣生の死亡 イ 心身の著しい障害 ウ 災害その他のやむを得ない事由

(注) 添付書類 1 イの場合は、診断書

2 ウの場合は、返還の免除を受けようとする理由がわかる書類

第17号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸田市教育委員会 印

海外体験給付金返還免除決定通知書

年 月 日付で申請のあった海外体験給付金の返還の免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

返還を免除する。

|      |  |
|------|--|
| 免除金額 |  |
|------|--|

返還を免除しない。

未来へはばたく人財育成資金条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 国公立高等学校奨学給付金（第3条—第14条）

第3章 海外体験給付金（第15条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、進学<sup>ひら</sup>の意欲、能力等を有しながら、経済的な理由によって進学又は修学が困難な者に対して、未来へはばたく人財育成資金を給付することにより、教育を受ける機会の均等を図るとともに有用な人財を育成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人財 意欲を持って勉学、国際交流等に打ち込み、未来<sup>ひら</sup>を拓くとだっ子をいう。
- (2) 未来へはばたく人財育成資金 第2章及び第3章に規定する国公立高等学校奨学給付金及び海外体験給付金をいう。
- (3) 国公立高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）で、同法第2条第1項に規定する国又は地方公共団体が設置するものをいう。

第2章 国公立高等学校奨学給付金

（資格要件）

第3条 国公立高等学校奨学給付金（以下「高校奨学給付金」という。）を申請しようとする者（以下「高校奨学給付金申請者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者で、市内に居住し、高校奨学給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者が市税を

完納していること。ただし、高校奨学給付金申請者が遠隔地の国公立高等学校へ通うため一時的に市外に居住する場合には、居住することを要しないものとする。

- (2) 戸田市立学校設置条例（昭和39年条例第23号）別表第2に定める中学校に在籍し、成績優秀にして成業の見込みがある者で、当該在籍する中学校の校長が推薦したものであること。
- (3) 国公立高等学校に入学を許可される見込みであること。
- (4) 高校奨学給付金申請者及びその父若しくは母又は後見人（以下「親権者」という。）とともに修学の意欲が旺盛であること。
- (5) 高校奨学給付金を申請する年度における市町村民税の所得割の額がない世帯又は生活保護を受給している世帯であること。

（給付額等）

第4条 高校奨学給付金の額は、月額15,000円とする。

2 高校奨学給付金の給付期間は、国公立高等学校に入学した月からその国公立高等学校における正規の修学期間を終了する月までとする。

（申請手続）

第5条 高校奨学給付金申請者は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

（給付決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、高校奨学給付金の給付の可否について決定し、高校奨学給付金申請者に通知しなければならない。

（給付）

第7条 高校奨学給付金は、前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）に4月分から翌年の3月分までを一括して給付する。

（誓約書の提出）

第8条 奨学生は、第6条の規定による通知を受けた日から15日以内に、親権者及び連帯保証人（親権者が連帯保証人の場合を含む。以下同じ。）が連署した誓約書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の連帯保証人を不相当と認めるときは変更を命ずることができる。

（連帯保証人の要件）

第9条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 住民基本台帳に記録されており、市内に居住していること。
- (2) 独立の生計を営む満20歳以上の者で市税を完納していること。
- (3) 成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていないこと。
- (4) 債務を弁済し得る資力があると認められること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、教育委員会が特に認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

3 奨学生は、連帯保証人が死亡し、又は他に住所を移し、若しくはその他の理由により第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、1月以内に新たに連帯保証人を定めて変更の届出をしなければならない。

(教育委員会への報告)

第10条 奨学生は、次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 毎学年の学業成績
- (2) 卒業の成績（卒業証書の写しを添付すること。）
- (3) 卒業後の進学又は就職状況
- (4) その他特に報告を求められた事項

(休学、退学等の届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、親権者及び連帯保証人が連署した異動届に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、退学し、又は転学したとき。
- (2) 住所を変更したとき。

(取消し及び停止)

第12条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による高校奨学給付金の給付の決定を取り消し、又は停止する。

- (1) 第3条の資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第8条第1項、第9条第3項、第10条又は前条の規定を遵守しないとき。
- (3) 成績不振、疾病その他の事由により成業の見込みがないと認めたとき。
- (4) 入学しなかったとき。
- (5) 休学し、又は退学したとき。
- (6) その他教育委員会において必要と認めたとき。

(取消しによる措置)

第13条 前条の規定により高校奨学給付金の給付を取り消された者は、既に受けた金額を一時又は数次に返還しなければならない。ただし、事情により一部又は全部を免除することができる。

(辞退)

第14条 奨学生は、高校奨学給付金を辞退しようとするときは、親権者及び連帯保証人が連署した書面を教育委員会に届け出なければならない。

### 第3章 海外体験給付金

(資格要件)

第15条 海外体験給付金を申請しようとする者(以下「海外体験給付金申請者」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 住民基本台帳に記録されている者で、市内に居住し、海外体験給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者が市税を完納していること。
- (2) 公益財団法人戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業(以下「海外派遣事業」という。)への参加を許可された者であること。
- (3) 海外体験給付金申請者及び親権者ともに国際交流の意欲が旺盛であること。
- (4) 海外体験給付金を受けようとする年度における市町村民税の所得割の額がない世帯又は生活保護を受給している世帯であること。
- (5) 過去に海外体験給付金の給付を受けていないこと。

(給付額)

第16条 海外体験給付金の額は、海外派遣事業に係る費用のうち自己負担分(旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に規定する一般旅券の取得に要する費用等を除く。)の全額とする。

(給付)

第17条 海外体験給付金は、第19条において準用する第6条の規定により給付の決定を受けた者(以下「派遣生」という。)に一括して給付する。

(取消し及び停止)

第18条 教育委員会は、派遣生が次の各号のいずれかに該当するときは、次条において準用する第6条の規定による海外体験給付金の給付の決定を取り消し、又は停止する。

- (1) 第15条の資格要件に該当しなくなったとき。

(2) 次条において準用する第8条第1項及び第9条第3項の規定を遵守しないとき。

(準用)

第19条 第5条、第6条、第8条、第9条、第13条及び第14条の規定は、海外体験給付金について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「高校奨学給付金申請者」とあるのは「海外体験給付金申請者」と、同条、第13条及び第14条中「高校奨学給付金」とあるのは「海外体験給付金」と、第8条第1項、第9条第3項及び第14条中「奨学生」とあるのは「派遣生」と、第13条中「前条」とあるのは「第18条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

## 議案第 2 1 号

戸田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）について

戸田市立小・中学校管理規則（昭和 3 2 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 4 第 2 項中「掌理する」を「つかさどる」に改め、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立小・中学校管理規則の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

戸田市立小・中学校管理規則新旧対照表

| 改正前  | 改正後(案)  |
|--|---|
| <p>第1条～第14条の3 (略)</p> <p>(事務主幹等)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 事務主幹は、上司の命を受け、特に困難な事務を<u>掌理</u>する。</p> <p>3 事務主査は、上司の命を受け、困難な事務に<u>従事</u>する。</p> <p>4 事務主任及び主任専門員は、上司の命を受け、相当困難な事務に<u>従事</u>する。</p> <p>5 事務主事及び専門員は、上司の命を受け、事務に<u>従事</u>する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第15条～第38条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> | <p>第1条～第14条の3 (略)</p> <p>(事務主幹等)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 事務主幹は、上司の命を受け、特に困難な事務を<u>つかさどる</u>。</p> <p>3 事務主査は、上司の命を受け、困難な事務を<u>つかさどる</u>。</p> <p>4 事務主任及び主任専門員は、上司の命を受け、相当困難な事務を<u>つかさどる</u>。</p> <p>5 事務主事及び専門員は、上司の命を受け、事務を<u>つかさどる</u>。</p> <p>6 (略)</p> <p>第15条～第38条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立小・中学校管理規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> |

# 教育委員提案について

平成29年第6回教育委員会(定例会)

平成29年6月29日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 教育委員提案について

ページ

- ① 産官学民との連携状況について…………… 1  
(教育政策室)

## 産官学民との連携状況について

| カテゴリ              | 事業者                     | 概要   |
|-------------------|-------------------------|--|
| 全国学調及び県学調の分析活用    | 国立教育政策研究所               | 教員の配置等に関する教育政策の実証に関する研究                            |
|                   | 埼玉県教育委員会                | 市内小中学校教員に対する質問紙調査の分析                               |
|                   | 慶應義塾大学                  | 市内小中学校教員に対する質問紙調査の分析                               |
| アクティブラーニングの推進     | CoREF (東京大学)            | 協調学習の手法を活用した授業の研究と実践                               |
|                   | 株式会社ベネッセコーポレーション        | ALルーブリックの作成  |
| プログラミング教育の試行      | 株式会社アーテック               | ロボット教材の提供、研修会                                      |
|                   | Intel                   | 教員向け研修会  |
|                   | NPO子ども教育研究会”やおわらし”      | 小学生や保護者のためのプログラミング入門教育事業(佐々木豊氏)                    |
|                   | 一般社団法人CEEジャパン           | ロボット教材(Bee-bot)の提供                                 |
|                   | 株式会社情報通信総合研究所           | プログラミング教育のアドバイザー(平井聡一郎氏(21世紀型スキル育成アドバイザー))         |
|                   | 株式会社ソニーグローバルエデュケーション    | ブロック型のプログラミング教育用ロボット(KOOV)の貸与                      |
|                   | フューチャーインスティテュート株式会社     | カリキュラムマネジメント研修会                                    |
|                   | 株式会社ベネッセコーポレーション        | コンテンツの提供、カリキュラムの作成、研修会                             |
| 経済教育の導入           | 青山学院大学                  | 経済教育の研究協力  |
|                   | 一般社団法人CEEジャパン           | 経済教育の実施  |
| 英語教育の接続と充実        | 放送大学大学院、国立教育政策研究所       | 英語教育推進委員長(渡邊寛治氏)                                   |
|                   | 上智大学大学院                 | 中学校英語教育推進委員会研修会(渡部良典氏)                             |
|                   | 公益財団法人日本英語検定協会          | 英検3級補助事業   |
|                   | 株式会社埼玉英スクール             | 英検3級・準2級合格対策講座                                     |
|                   | 一般社団法人グローバル言語研究所        | 中学校英語担当教員指導法研修会(村川久子氏)                             |
| Reading Skillsの研究 | 国立情報学研究所                | Reading Skill testを市内全校でテストを実施し、共同研究(新井紀子氏)        |
|                   | 株式会社増進会出版社(Z会)          | 日本語運用能力テストの実施を検討                                   |
| 理数教育の充実           | 青山学院大学                  | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展                        |
|                   | お茶の水女子大学                | 授業研修会の実施(12校)                                      |
|                   | 神奈川工科大学                 | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展                        |
|                   | 東京農業大学                  | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(プログラミング教育)(佐々木豊氏)      |
|                   | 岩谷産業株式会社                | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(総合エネルギー企業)             |
|                   | エルブレイス                  | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(ブロックとロボットで学ぶ科学教室)      |
|                   | ケニス株式会社                 | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(教育用理化学機器販売会社)          |
|                   | Code for TODA           | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(プログラミング教育)             |
|                   | 株式会社コニシ                 | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(学校教材販売会社)              |
|                   | サイエンス倶楽部                | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(理科実験教室)                |
|                   | 東京ガス株式会社埼玉支社            | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展                        |
|                   | 戸田市理科ボランティア             | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(顕微鏡を使った観察)             |
|                   | Travelling museum博物館倶楽部 | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(観察・実験サークル)             |
|                   | 株式会社ナリカ                 | サイエンスフェスティバル2017へのワークショップ出展(理科実験に関する機械、器具、消耗品販売会社) |
|                   | 株式会社リバナ                 | 冊子(someone)提供                                      |
| 特別支援教育の充実         | 国立特別支援教育総合研究所           | 特別支援教育研究部研修会(李熙馥(いひぼく)博士)                          |
|                   | 筑波大学                    | 特別支援教育研究部研修会(柘植雅義氏)                                |
| ICTの積極的な活用        | Google                  | Chromebookの貸与                                      |
|                   | 株式会社ジャストシステム            | タブレットの貸与、ドリル教材(スマイルゼミ)の提供                          |
|                   | ダイワボウ情報システム株式会社         | WEB会議システム(WebEX)の提供                                |
|                   | 凸版印刷株式会社                | やるKeyの実施IDを配布                                      |
|                   | 株式会社LoiLo               | ロイロノートの提供、研修会                                      |
| IntelTeach教員研修    | Intel                   | 戸田市MT養成研修、21世紀型スキル養成研修                             |
|                   | キャリアリンク株式会社             | 戸田市MT養成研修、21世紀型スキル養成研修                             |
| 非認知スキルの育成         | 国立教育政策研究所               | 非認知能力に関する研究  |
|                   | 東京大学                    | 非認知能力に関する研究  |
| 生徒指導の充実           | 埼玉県警察                   | 交通安全教室・薬物乱用防止教室・暴力防止教室等                            |
|                   | 青山学院大学                  | エンカウンターやロールプレイを取り入れた体験的なプログラム(いじめ対応プログラム)          |
|                   | あさか総合法律事務所              | いじめ防止DVDの共同作成                                      |
|                   | 株式会社ジャストシステム            | 不登校対策の研究(スマイルゼミ)                                   |
| 放課後や家庭学習の充実       | 株式会社栄光(栄光ゼミナール)         | 市内中学校で補習授業委託を実施(過年度)                               |
|                   | 株式会社学研教育みらい             | 市内中学校で補習授業委託を実施                                    |
| 子どもの貧困化の対応        | 慶應義塾大学                  | 子どもの貧困対策プロジェクトの効果検証                                |
|                   | 公益財団法人日本財団              | 子どもの貧困対策プロジェクト                                     |
|                   | 株式会社ベネッセコーポレーション        | 子どもの貧困対策プロジェクト                                     |
|                   | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  | 子どもの貧困対策プロジェクトの効果検証                                |
|                   | NPO法人Learning for All   | 子どもの貧困対策プロジェクト第一号拠点運営                              |
| その他               | 株式会社スプリックス              | チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業(業務改善コンサルティング)               |
|                   | 株式会社ソニーグローバルエデュケーション    | 小中学生を対象としたプレゼンテーション大会(菊池裕史氏)                       |
|                   | 認定NPO法人Teach For Japan  | 4名の臨時任用教員を配置                                       |
|                   | 株式会社リバナ                 | 小中学生を対象としたプレゼンテーション大会(森安康雄氏(21世紀型スキル育成アドバイザー))     |

# 報告事項

平成29年第6回教育委員会(定例会)

平成29年6月29日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 報告事項

ページ

- ① 平成29年第3回戸田市議会定例会（6月）教育関連一般質問 件名・概要について…………… 1
- ② 夏季休業中の学校閉庁について…………… 9  
（学務課）
- ③ 平成29年度における教科書展示会の開催について…………… 10  
（教育政策室）
- ④ 平成29年度夏季休業中の戸田市教職員専門研修について…………… 12  
（教育政策室）
- ⑤ 戸田市立学校給食センター調理等業務委託の業者選定結果について…………… 13  
（学校給食課）
- ⑥ 「子ども大学とだ」の開催について…………… 19  
（生涯学習課）
- ⑦ 人権講演会の開催について…………… 20  
（生涯学習課）
- ⑧ 第33回特別展の開催について…………… 21  
（図書館・郷土博物館）
- ⑨ 図書館における利用者アンケートについて…………… 当日配付  
（図書館・郷土博物館）
- ⑩ 第64回戸田橋花火大会開催に伴う戸田公園駅前配本所開所時間の変更について…………… 23  
（図書館・郷土博物館）
- ⑪ 平成29年度戸田市いじめ根絶「ピース」プロジェクトについて…………… 24  
（教育政策室）
- ⑫ その他

## 平成29年第3回戸田市議会定例会（6月）教育関連一般質問 件名・概要について

## 浅生和英議員（戸田の会）

## 1 学びの多様性について

## (1) 不登校の現状と対策について。

→ 平成28年4月から12月までの調査では、不登校児童生徒数は小学生が14名でほぼ横ばい、中学生が113名で、やや増加傾向にある。

このような状況も踏まえ、教育相談体制の更なる充実を図るため、他の自治体に先駆けて、今年度から新たに、中学校だけでなく、小学校にも専任のスクールカウンセラーを3名配置し、全校で教育相談が受けられるようにしたところである。小学校段階から早期の就学・教育相談体制を整備することで、不登校だけでなく、中学校では対症療法的な指導になりやすい小中ギャップやいじめ問題の未然防止等もねらいとしている。また、議員からも強く御要望いただいていた市教育センター配置のスクールソーシャルワーカーの増員についても、今年度から1名増員し、3名体制となった。福祉の専門家としての観点から、学校・家庭への支援、関係機関との連携を図っている。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのどちらも市内を3地区に分け、それぞれの担当が同じ地区の学校を順次訪問している。この地区担当方式により職種を超えて様々な情報を共有することが可能となり、チームとして支援できる体制を整えている。

また、これまでどおり教育センターでは、教育相談指導員による適応指導教室、通称ステップ教室を運営し、不登校児童生徒の学習指導や相談に応じている。

## (2) 学びの保障について。

→ 不登校児童生徒の学びを保障するための取組として、次のような個に応じた指導を行っている。学校では、担任等から保護者に対して定期的に学習進度や学校行事等について連絡したり、放課後のみ登校できる児童生徒に学習指導を行ったりしている。また、養護教諭と連携し保健室で対応したり、さわやか相談室でさわやか相談員やボランティア相談員が相談に応じたりするなどの体制を整えている。

さらに、教育委員会では、学校への復帰を目的とするステップ教室を設置している。ステップ教室には様々な学年の児童生徒が入級しており、学習状況にも差があることから、一人一人の学習計画を立て、個に応じた学習指導や様々な体験活動を行いながら、徐々に学校に復帰できるよう指導・援助を行っている。

指導については、豊富な教職経験を持つ3名の教育相談指導員が行うとともに、入級生の保護者に対しても、ステップ教室での状況報告や一人一人の課題の克服に向けた相談・支援を行っている。

## **むとう葉子議員（日本共産党）**

### **3 戸田東小中学校一貫校の実施設計について**

小中一貫校の視察を通して、実際に運営している現場の声を聞いてきた。また、地域住民や保護者、高齢者の方々から意見をいただいている。以下、3点について質問する。

#### **(1) 実施設計は、現段階でどこまで進んでいるのか。教職員の意見を聞く機会を設けて、進めているのか。**

→ 実施設計については、コストに配慮しつつ、教職員や児童生徒が利用しやすい環境を整えることを前提としている。進捗状況は、昨年度の基本設計をもとに、校舎外壁の仕様、普通教室や特別教室内の仕様、校庭などの外構について検討を重ね進めているところである。

教職員の意見を聞く機会については、設立準備委員会の中の学校建設ワーキンググループにおいて、東小中学校の校長や教頭がメンバーとなっている。また、小中学校の体育や理科、家庭科などの特別教室を利用する教員の意見も集約し、今後もワーキンググループでの検討にいかしていく。さらに、教育委員会事務局内には、多くの指導主事があり、学校で管理職や教諭として勤務してきているため、指導主事の意見も随時聴いて学校現場の声をいかすように努めている。

#### **(2) 2,000人規模の大規模校となるが、施設管理はどのように考えているのか。**

→ 現在、市内小中学校の施設管理における業務委託については、例えば、事務補助や簡易な施設修繕、施設点検を行う校務員業務、樹木管理業務、さらには、浄化槽、貯水槽、消防設備の各種点検業務など、多くの業務委託を行っている。

戸田東小中学校については、学校規模に見合った業務委託を実施することにより、児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう努めていく。

## **花井伸子議員（日本共産党）**

### **2 図書館本館の改善について**

#### **(1) 平成27年1月に、戸田市議会文教・建設常任委員会が提言した「また来たいと思わせる図書館に向けての提言書」の再考について。**

→ 平成27年1月に文教・建設常任委員会から「また来たいと思わせる図書館に向けて」の提言をいただき、その後、可能なものから順次対応している。「館内放送の縮小」や「喫煙場所の移設」など経費を掛けずに行えるものは、直ちに着手したところである。そのほかにも「市民と交流するイベントの開催」や「国立国会図書館のデータ提供」、「館内のBGM放送」など提言を受けての改善を順次行っている。

次に、ハード面については、来年度秋からの着工を予定している大規模な設備改修工事に合わせて、読書環境の改善を検討することとする。

たとえば、館内で気兼ねなく親子が「よみきかせコーナー」を利用できるよう、パーティションを設置するなど、幼い子供を連れた来館者に配慮したい。

また、1階玄関ホールの活用につきましては、今ある固定ソファの一部を撤去し、その跡のスペースをイベント時に有効活用したい。また、普段は可動式のテーブルや椅子を設置し、寛いで読書できる空間の創出を検討することとする。

玄関ホールについては、飲食の場所にすべきとの意見がある一方、ホールでの飲食は衛生面、臭い、話し声等の問題があり適当ではないとの意見もある。については、当面は、利用頻度が低い授乳室を1階から2階へ移動し、壁を打ち抜いて今ある休憩室とつなげ、飲食スペースを拡げることを考えている。

なお、提言にある「人工池の有効活用」をヒントに、将来的には、館外の人工池辺りに軽食・喫茶施設を設けることを考えたい。

次に、指定管理者制度については、秋ごろまでに導入の可否を決定したいと考えている。

図書館では、4月から5月にかけて利用者アンケートを実施したところ、101名の方から回答をいただいた。そこで図書館の運営形態についての質問を設けたところ、「市の直営がよい」が39%、「民間活力を導入する指定管理者がよい」が29%、「どちらでもよい」が28%との結果であった。

今後については、アンケート結果のほか、教育委員、図書館・郷土博物館協議会委員などの意見を聴き、公共施設再編プランの趣旨を踏まえ、指定管理者制度導入の可否について総合的に判断したいと考える。

### 3 LGBTへの対応について

#### (2) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について。

→ 現在、教育委員会や学校には、性同一性障害に関連する相談はないが、教職員が性同一性障害について一層の理解を深めることや、悩みや不安を抱える児童生徒が

いるのではないかという視点から、相談しやすい環境を日頃より整えていくことが重要であると考えている。

そこで、教職員の適切な理解を促進するために、平成27年4月30日付けの文部科学省通知「性同一性障害に係るきめ細かな対応の実施等について」を各小・中学校に周知したところである。昨年度は、文部科学省発行の教職員向けパンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」や埼玉県教育委員会発行の「平成28年度 新たな人権課題に対応した指導資料」を配布し、活用を図っているところである。

さらに今年2月に、市内小・中学校の人権教育担当者を対象に、県より配布された人権啓発DVD「あなたがあなたらしく生きるために－性的マイノリティと人権－」を活用した研修会を実施した。今年度このDVDの活用について、各学校に周知していく。

以上のように、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応が可能となるよう教職員の資質向上に努めている。

また、学校における指導体制については、相談を受けた教職員だけで抱え込むことなく、プライバシー保護に配慮しながら、養護教諭やスクールカウンセラーなど、学校全体で情報共有するとともに、必要に応じて医療機関とも連携しながら、組織的に対応できる体制づくりを推進していく。

今後、性同一性障害の児童生徒や保護者から相談があったときには、服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行等様々なことに対し、本人の意向を踏まえつつ、十分に配慮や支援を行っていく。

教育委員会としても、今後さらに学校と連携を図り、性同一性障害に悩んだり、不安を持ったりしている児童生徒が、生き生きと学校生活を送れる環境づくりに努めていく。

## 手塚静枝議員（公明党）

### 2 就学援助における学用品費、入学前支給について

- (1) 新入学時に必要なランドセルなどの学用品費が「要保護児童生徒援助費補助金要綱」の改正により、単価の倍額と支給対象者に就学予定者が追加された。就学援助における準要保護児童生徒を対象とする学用品費の入学前からの支給に対応するための準備を進めていくことが必要と考えるがいかがか。

→ 就学援助は、経済的理由により小・中学校に就学することが困難な児童及び生徒

の保護者に対し、学用品費や学校給食費等を支給するものである。

また、就学援助は、要保護者および準要保護者を対象に、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として実施しており、これまでも新入学時に必要なランドセルなどの学用品費については、新入学児童生徒学用品費として支給してきた。

さらに、この新入学児童生徒学用品費については、今年度、大きく2点の改定があった。

1点目は、要保護児童生徒援助費補助金の増額改定で、生活保護費の入学準備金に合わせて、ほぼ倍額に増額となった。

要保護者に対する援助に対しては、国庫補助金の対象となっているが、準要保護者に対する就学援助は自治事務であり、一般財源化されている。

しかし、本市においては、就学援助制度改定の趣旨を踏まえ、独自に準要保護者の支給額も補助金単価と同額に増額し、今年度4月から支給している。

2点目は支給時期に関する改定で、入学前の支給も可能となった。

昨年9月の花井議員に対する答弁でも申し上げたが、本市においては、この新入学児童生徒学用品の支給時期について、以前から事務の改善等を進めていたところである。平成25年度には、例年5月末に支給していたものを、4月末に支給できるようにした。

しかしながら、新入学児童生徒が入学にあたって購入する体操着や制服等については、3月までに準備する必要がある。

本市教育委員会では、独自に検討を進めており、新中学1年生については、他市に先駆け、今年度末から入学前に支給できるように準備している。

新小学1年生については、入学前に認定する必要があることから、申請方法や支給方法について、現在、研究を進めているところである。

### 三輪なお子議員（公明党）

#### 1 子育て支援について

(1) 児童虐待の早期発見と防止について伺う。

② 児童生徒が虐待やいじめを受けた場合に、一人で悩まず、みずから相談することができ体制について伺う。

→ 学校では、「児童虐待対応マニュアル」や「学校いじめ防止基本方針」をもとに、日頃の生活の中で、児童生徒の小さな変化や苦しんでいるサインを見逃さないよう、組織的にあらゆる機会でも早期発見・早期対応に努めている。

また、児童生徒の生活状況を把握するために、全学年で定期的に学校生活のアンケートを実施しており、その結果をもとに虐待やいじめがないか確認し、場合によっては教職員との面談やさわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との教育相談を実施している。

さらには電話でも相談できるように、戸田市立教育センター教育相談室やこども家庭相談センターの電話番号が記載されたパンフレットを全家庭に配布している。学校によっては、学校だよりで各種相談機関の周知を図ったり、校内にポスターを掲示したりするなどしている。

これらに加えて、昨年度は埼玉県教育委員会が作成した相談窓口広報カードを児童生徒に配布し、24時間365日いつでも相談できる電話やEメールがあることの周知を図っている。児童生徒には、このカードを大切に保管し、困ったときには一人で悩まず、相談するように伝えている。

今後、戸田市生徒指導支援センターを中心に、警察等の関係機関や庁内の各課との連携を緊密に図り、地域の皆様にも御協力をいただきながら、すべての児童生徒が安心して生活ができる体制づくりを推進していく。

## 石川清明議員（公明党）

### 2 AEDの活用について

- (1) **小中学校で心停止の発生率が最も高いグラウンドなどでの使用において、AED使用までの時間の短縮を図るほか、夜間・休日の開放事業時や地域住民の緊急時・災害時など、いつでも誰もが使用できるように、AEDを屋外に設置してはどうか。**

→ 現在、各小・中学校に配置しているAEDについては、校舎内の職員室前の廊下や、職員玄関等、教職員が直ぐに持ち出せる場所に設置している。また、運動会や体育祭、持久走大会等の学校行事の際には、その場所へAEDを移動させ、緊急時に対応できるようにしている。

学校に設置しているAEDについては、教育委員会としては、児童・生徒及び教職員を対象と考えている。しかし、学校を利用する保護者や地域の方々にも使用していただけるように、校舎内に貼り紙をし、どこにあるのかわかるようにしている。緊急時には、ガラスを割って設置場所に直ぐにたどり着くよう、各学校で配慮している。

AEDの屋外設置については、屋外設置用の収納ケースが高額であることや、温度管理のための電源及び設置工事が必要となり、設置費用及び維持費用が必要とな

る。また、屋外型の収納ボックスに鍵はついておらず、盗難の心配があることなど課題も多いため、先行事例を研究つつ、学校施設の開放事業を所管する部署と連携し、今後の研究課題としていきたい。

### 三浦芳一議員（公明党）

#### 1 認知症予防と対応策について

(1) 「新オレンジプラン」への取り組みについて。

② 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進について。

(7) 小中学校現場での認知症教育の推進について。

→ 高齢化が進展する中、児童生徒が高齢者について正しく理解し、思いやりをもって接する態度や力を養うことは、社会の諸課題を解決していく力を育む上で大切なことだと考えている。

本市においては、今年3月、市内の一部の中学校で「認知症サポーター養成講座」を取り入れて学習に取り組んだところである。

この養成講座は、医療や介護の専門家が講師となり、児童生徒が認知症とはどういうものかなど基礎的な知識や、認知症の方に出合った時の対応の仕方など、認知症について体験的に学ぶことができるものである。

今年度は、市内各小・中学校の福祉教育担当の教員で組織する、戸田市ボランティア・福祉教育研究部会において、「認知症サポーター養成講座」を活用した授業研究を小学校で初めて行う予定である。

今後も福祉教育の一環として、「認知症サポーター養成講座」を周知するなど、関係課と連携しながら、認知症教育の推進について、市内小・中学校に働きかけていく。

### 竹内正明議員（公明党）

#### 1 医療的ケア児への支援について

昨年の法改正により、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自治体において、医療・福祉・教育等の連携の推進に努めることが初めて明記された。本市の支援について伺う。

(1) 医療的ケアが必要な子供の人数は。

② 小中学校について。

→ 現在、市内の小・中学校に特別支援学級も含め、医療的ケアを必要とする児童生

徒は、在籍していない。

### (3) 相談体制について。

→ 教育委員会では、医療的ケアを必要とする児童生徒も含め、就学前の5歳児から中学校3年生までを対象に就学相談を実施しており、切れ目のない相談体制を整えている。

特に、就学前の相談については、平成27年度から、市内の保育園・幼稚園、関係施設の協力を得て、入学前年度の4月から早期に就学に関する説明会及び個別相談会を実施している。説明会では、入学前に身につけておきたいことや、市内小学校の通常学級や特別支援学級、県立の特別支援学校における支援体制について、質問を受けながら具体的に説明している。また、児童生徒に適した就学先について、適切な判断の一助としていただくために、実際に学校見学や体験入学をしていただいている。参加した保護者からは、早めに相談し、就学先の支援体制について知ることができ、安心したとの声もいただいている。

### (4) 医療的ケア児が地元の学校に通えるよう、学校に看護師を配置できないか。

→ まず初めに、医療的ケアを要する頻度等が一人一人の子供によって様々あり、日によって体調も変わることも、また、医療的ケア以外の知的発達の遅滞など、子供の障害の状態、特別の教育課程の編成や支援員の配置など教育上必要な支援の内容、医療、保健、福祉との適切な連携など、看護師の配置以外のことについても含めて総合的に勘案し、就学先を決定することが重要である。

その上で、看護師の配置に係る課題については大きく2点あると考えている。1つ目は財政面の課題であり、例えば、竹内議員から情報提供いただいた横浜市の事例では、一人につき約600万円の予算措置が必要となる。2つ目は人材確保の課題であり、学校がある日のみの勤務、つまりは夏休みなど長期休業期間中の勤務がないことや、医療的ケアを要する子供が欠席する場合には、当日になって勤務を要しないことになるなど、こういった勤務条件の中で必要な人材を確保できるのかといった課題もある。

以上のとおり、看護師を配置して地元の学校に通学することについては、看護師の配置に係る課題、その他の課題について総合的に検討し、医療的ケア児が、その年齢及び能力や特性に応じ、適切な教育が受けられるよう、具体的かつ丁寧な就学相談を進めながら、検討してまいりたい。

## 夏季休業中の学校閉庁について

埼玉県教委育委員会では、教職員が休暇等を取得しやすい環境を作り、教職員の健康増進を図ることを目的に、平成29年度より夏季休業期間中に（8月11日から8月16日まで）「サマーリフレッシュウィーク」を設定しました。これにより、原則、この期間には県教育委員会主催の教職員を対象とした会議、研修会等を実施しないこととなりました。

これを受け、本市におきましても負担軽減の一環として、下記のとおり夏季休業中の学校閉庁を設定することとします。

### 記

#### 1 ねらい

夏季休業中に学校閉庁を設定することにより、教職員の休暇取得促進及び健康増進を図る。また、省エネルギー対策上の効果を高める。

#### 2 期間 毎年8月11日～8月16日

※この期間に土曜日、日曜日が含まれる場合にも、新たな閉庁は設けない。

#### 3 その他

- (1) 学校閉庁については、広報戸田市等に周知を図るが、各学校でも保護者に十分に周知を行う。
- (2) 緊急時の連絡は、教育委員会学務課をとおして校長に行う。
- (3) 教職員の服務については、平日は勤務日であることから、「年次休暇」「夏季休暇」等により、適切に対応を図る。
- (4) 出張業務については必要に応じて旅行命令を行う。やむを得ない部活動等についても、閉庁のねらいを十分に踏まえて、校長が適切に判断する。
- (5) 機械警備については、通常どおりアルソックによる一日一回の夜間警備を行います。
- (6) 委託業務をしている校務員が花壇の水やりや飼育動物のえさやり、校庭からの校舎の見回りを行います。

## 報告事項③

教義指第201号  
平成29年5月11日

各市町村教育委員会教育長  
各私立小・中・高・特別支援学校長  
埼玉大学教育学部附属小・中・特別支援学校長  
筑波大学附属坂戸高等学校長  
各県立中・高・特別支援学校長  
各教育事務所長

様

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

### 平成29年度における教科書展示会の開催について（通知）

標記の件について、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条に基づき、下記のとおり開催します。

ついては、所属教職員等が展示会に出席し、教科書研究が行えるよう御配慮をお願いします。併せて、開催会場等について保護者や地域等への周知を御配慮くださるようお願いいたします。

#### 記

- 開催趣旨 (1) 小・中・高等学校、特別支援学校の校長、教員及び採択関係者の教科書の調査・研究に資する。  
(2) 保護者及び県民の教科書への理解を一層深めていただく。
- 開催日 平成29年6月16日（金）から14日間
- 会場等 別紙のとおり
- その他 別紙「平成29年度 埼玉県教科書展示会 会場一覧」は、義務教育指導課webページにも掲載します。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/902-2009128-94.html>

担当 教育局市町村支援部  
義務教育指導課 教科書担当  
電話 048-830-6746  
FAX 048-830-4962

# 平成29年度 埼玉県教科書展示会 会場一覧

- 開催期間は、平成29年6月16日(金)から14日間です。(会場により、開催日時が異なります。)
- 県立総合教育センター、飯能市立飯能第一小学校は14日(水)から、宮代町立図書館は15日(木)から開催します。
- 各展示会場へは、開催時間終了30分前までに入場するようにしてください。
- 展示対象において、「小」は小学校用、「中」は中学校用、「高」は高等学校用、「特」は特別支援学校用(一般図書)を表します。
- 各展示会場とも、駐車場がないか、あっても駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関の利用に御協力をお願いします。なお、駐車場が有料の展示会場もあります。
- 展示会場もしくは所管する教育委員会の電話番号を明記してありますが、展示会場の事情や土曜日・日曜日においては、電話対応ができない場合もありますので御了承ください。

| 展示会場名(所在地)<br>【電話番号】   | 展示対象 |   |   |   | 6月 |    |    |    |    |    |    | 7月 |    |    |    |    |    |    | 開催時間等 |    |    |    |   |   |   |   |   |   |  |
|--|------|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|---|---|---|---|---|---|--|
|  | 小    | 中 | 高 | 特 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |       | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7  |
| 埼玉県立総合教育センター(行田市富士見町2-24)<br>【048-556-3487】                      | ◎    | ◎ | ◎ | ◎ | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 9:00~18:00<br>土曜日は17:00まで  |
| さいたま市立中央図書館(さいたま市浦和区東高砂11-1 コムナーレ8階)<br>【048-871-2100】 ※駐車場は有料です | ◎    | ◎ | ◎ | ◎ |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 13:30~20:30<br>土・日曜日は10:30~17:30 6/30(金)13:30~17:30                      |
| さいたま市立教育研究所(さいたま市浦和区岸町6-13-15)<br>【048-838-0781】 ※駐車場はありません      | ◎    | ◎ | ◎ |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~18:00<br>土・日曜日は15:00まで   |
| さいたま市立大宮小学校(さいたま市大宮区大門町3-3)<br>【048-641-7051】 ※駐車場はありません         | ◎    | ◎ | ◎ |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 9:00~17:00   |
| 川口市立教育研究所(川口市芝園町3-17)<br>【048-267-8208】                          | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~19:00<br>土・日曜日は17:00まで、6/30(金)は16:00まで                             |
| 草加市立中央図書館(草加市松原1-1-9)<br>【048-922-2748】 ※駐車場は有料です                | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 12:00~19:00<br>土・日曜日は9:30~16:30  |
| 新座市立中央公民館(新座市道場2-14-12)<br>【048-479-2321】                        | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 月・火・水曜日10:00~18:00 木・金曜日11:00~19:00<br>土・日曜日9:00~17:00 6/30(金)9:00~12:00 |
| 戸田市立教育センター(戸田市上戸田1-19-14)<br>【048-434-5660】                      | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~17:00  |
| 和光市中央公民館(和光市中央1-7-27)<br>【048-464-1123】                          | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 12:00~20:00<br>土・日曜日9:00~17:00 6/29(木)12:00~16:00                        |
| 北本市立西中学校(北本市石戸9-210)<br>【048-592-9397】                           | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   | ○ | ○ |   |   | 9:30~16:30(12:00~13:00は閉館)<br>土曜日は9:00~12:00                             |
| 上尾市教育センター(上尾市上町2-14-19)<br>【048-776-7600】                        | ◎    | ◎ |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |    |    |   |   |   |   |   |   | 11:00~18:00  |
| 川越市立教育センター(川越市大字古谷上6083-10)<br>【049-235-7591】                    | ◎    | ◎ | ◎ | ◎ |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~17:00  |
| 坂戸市立教育センター(坂戸市伊豆の山町17-1)<br>【049-281-2736】                       | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~17:00<br>6/17(土)は13:00まで   |
| 三芳町役場(三芳町藤久保1100-1)<br>【049-258-0019】                            | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 9:00~17:00(12:00~13:00は閉館)<br>土曜日は12:00まで                                |
| 所沢市立教育センター(所沢市けやき台2-44-2)<br>【04-2923-2396】                      | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~18:00<br>6/17(土)28(水)7/2(日)は12:30まで                                |
| 飯能市立飯能第一小学校(飯能市山手町13-8)<br>【042-972-4147】                        | ◎    | ◎ | ◎ |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~17:00(12:00~13:00は閉館)<br>6/24(土)は10:00~12:00                       |
| 東松山市立松山第一小学校(東松山市松葉町1-1-16)<br>【0493-22-0050】                    | ◎    | ◎ |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |    |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~17:00(12:00~13:00は閉館)  |
| 秩父市役所荒川総合支所(秩父市荒川上田野1734-6)<br>【0494-26-6321】                    | ◎    | ◎ | ◎ |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~17:00<br>土・日曜日は15:00まで   |
| 本庄市立図書館 ボランティア室(本庄市千代田4-1-9)<br>【0495-24-3746】                   | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 11:00~18:00  |
| 熊谷市立熊谷西小学校(熊谷市中央1-1)<br>【048-521-0016】                           | ◎    | ◎ | ◎ |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 9:30~17:30 6/16(金)12:00~14:55 6/29(木)9:30~12:25<br>日曜日9:30~13:25         |
| 深谷市立教育研究所(深谷市本住町12-8)<br>【※深谷市教委048-572-9578】                    | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 9:45~16:45<br>土・日曜日は13:15まで  |
| 羽生市立羽生北小学校(羽生市北2-1-1)<br>【※羽生市教委048-561-1121 内線308】              | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 9:30~16:30<br>6/17(土)25(日)は12:00まで                                       |
| 春日部市立春日部中学校(春日部市粕壁4-4-15)<br>【048-761-2253】                      | ◎    | ◎ | ◎ |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 9:30~16:30<br>土曜日は12:00まで  |
| 宮代町立図書館(宮代町百間1139)<br>【※宮代町教委0480-34-1111】                       | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 10:00~17:00  |
| 越谷市教育センター(越谷市増林3-4-1)<br>【048-960-4150】                          | ◎    | ◎ |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |    |    |   |   |   |   |   |   | 9:00~18:00<br>土曜日は16:00まで  |
| 三郷市立瑞沼市民センター(三郷市上彦名870)<br>【048-950-2277】                        | ◎    | ◎ |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○     | ○  | ○  |    |   |   |   |   |   |   | 9:00~18:00<br>日曜日は17:00まで  |

# 報告事項④

## 平成29年度 夏季休業中の戸田市教職員専門研修一覧

| 番号 | 研修会名<br>担当者名                          | 対象者                                  | 実施日時<br>実施会場  |
|----|---------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 1  | プレゼンテーション研修会<br>担当：水沼 美和              | 各校1～2名<br>希望者10名程度                   | 8月10日（木） 9：00～16：30<br>○21世紀スキル育成アドバイザーによる研修会<br>会場：戸田市立教育センター  |
| 2  | プログラミング教育研修会<br>担当：長野 真吾              | 各校1～2名ずつ<br>※2日とも、同一参加者でも可（3名以上は要相談） | ①7月31日（月） 9：00～16：30<br>○インテルとの連携による研修会<br>②8月 4日（金） 9：00～16：30<br>○ベネッセ・アーテック（各3時間程度）との連携による研修会<br>会場：戸田市立教育センター（①②とも） |
| 3  | 経済教育研修会<br>担当：手塚 浩                    | 総合的学習の時間担当<br>又は、進路指導・キャリア教育担当から各校1名 | 8月 8日（火） 9：00～16：30<br>会場：戸田市立教育センター<br>○CEEジャパンとの連携による研修会  |
| 4  | 戸田市MT（マスタートイチャー）養成研修<br>担当：本木 千穂      | 各校1名                                 | 8月 2日（水） 9：00～16：30<br>会場：戸田市立教育センター<br>○インテルとの連携による研修会   |
| 5  | 異動者研修会<br>担当：本木 千穂                    | 新たに本市に赴任した教員・希望者                     | 8月 9日（水） 9：00～12：00<br>会場：戸田市立教育センター<br>○インテルとの連携による研修会   |
| 6  | 考え、議論する道徳指導法研修会<br>担当：筒井 陽子           | 希望者                                  | 8月 1日（火） 13：30～16：30<br>会場：戸田市立教育センター   |
| 7  | 21世紀型スキルを育む授業づくり研修会（国語科編）<br>担当：水沼 美和 | 小学校<br>希望者<br>中学校                    | 7月28日（金） 9：00～12：00<br>会場：戸田市立教育センター<br>○ベネッセとの連携による研修会   |
| 8  | 21世紀型スキルを育む授業づくり研修会（理科編）<br>担当：長野 真吾  | 教科担当から各校1名以上                         | 7月28日（金） 13：30～16：30<br>会場：戸田市立教育センター<br>○ベネッセとの連携による研修会  |
| 9  | 小学校英語活動指導法研修会<br>担当：伊藤 敏郎・春山 敦        | 小学校教員<br>希望者各校1名以上<br>（平成31年度までに全員）  | 7月31日（月） 9：00～16：30<br>会場：市内3小学校  |
| 10 | 中学校英語担当教員指導法研修会<br>担当：春山 敦            | 英語担当教員（必修）<br>小学校教員（希望者）             | 8月 4日（金） 9：00～16：30<br>会場：青山学院大学 CALL教室<br>○青山学院大学との連携による研修会  |
| 11 | 授業のユニバーサルデザイン化研修会<br>担当：伊藤 和三         | 希望者                                  | 8月 1日（火） 9：00～12：00<br>会場：戸田市立教育センター  |
| 12 | 特別支援教育研修会<br>担当：伊藤 和三                 | 幼稚園・保育園・小学校・中学校担当者及び希望者              | 8月 7日（月） 9：00～12：00<br>会場：戸田市立教育センター  |

生徒指導・教育相談（旧学校カウンセリング）中級研修会

実施日時： 7月24日（月）、8月3日（木）、8月9日（水）

## 戸田市立学校給食センター調理等業務委託の業者選定結果について

平成29年4月5日に告示した戸田市立学校給食センター調理等業務委託について、総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、以下のとおりとなりました。

### 1 戸田市立学校給食センター調理等業務委託の選定結果について

決定業者：株式会社東洋食品

東京都台東区東上野1-14-4

代表取締役 荻久保 英男

### 2 履行期間

平成29年8月1日～平成32年7月31日 3年間

(夏休み明け給食開始日より調理開始)

### 3 申請及び参加の状況について

(1) 入札参加資格確認申請数 7社

受付期間：平成29年4月5日から平成29年4月14日まで

(2) 技術提案書受付数 5社

受付期間：平成29年4月21日から平成29年5月15日まで

入札参加資格確認申請を提出したうち2社については、人員の確保が困難であるとの理由により、辞退の申出が有り。

### 4 委託業者の選定について

(1) 業者選定方法

価格とその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする「総合評価落札方式による一般競争入札」による。  
総合評価値(100点) = 技術評価点(50点) + 価格評価点(50点)

(2) 技術評価の基準について

ア 企業の技術能力等 (配点 7 点)

| 評価項目        | 評価基準  | 提出書類        | 配点  | 得点  |
|-------------|---|-------------|-----|-----|
| 企業の同種契約の実績  | ① 3年以上の学校給食調理業務受託実績がある。                     | 契約書の写       | 5   | / 5 |
|             | ② 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく1日3,000食以上の調理実績が5年以上ある |             | 3   |     |
|             | ③ 給食センター方式の給食調理業務実績がある。<br>上記すべての実績を満たしている  |             | 1   |     |
|             | ①から③のうち、2つの実績がある                            |             | 0   |     |
| 地理的要件       | 埼玉県内又は東京23区内に本店又は契約締結等の委任を受けた支店・営業所等がある     | —           | 2   | / 2 |
|             | それ以外のもの                                     |             | 1   |     |
| 入札参加停止措置の有無 | 受けていない                                      | —           | 0   | / 0 |
|             | 過去2年間に戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた |             | - 2 |     |
| 経営状態        | 過去3年間の企業会計決算が全て黒字である                        | 過去3年間の収支報告書 | 0   | / 0 |
|             | 2年の黒字である                                    |             | - 1 |     |
|             | 1年の黒字である                                    |             | - 2 |     |
|             | 黒字の年がない                                     |             | - 3 |     |

イ 提案における危機管理体制等（配点 9 点）

| 評価項目        | 評価基準  | 提出書類         | 配点 | 得点  |
|-------------|---|--------------|----|-----|
| 危機管理体制      | 調理事故、異物混入等の発生時の体制や事故発生時の代替給食体制が確立されている        | 提案書及びヒアリング   | 3  | ／ 3 |
| 保険等の加入状況    | 製造物賠償責任保険（PL法）等の生産物賠償責任保険に、十分な補償（保証）内容で加入している | 契約書の写及びヒアリング | 3  | ／ 3 |
| 衛生管理・作業管理体制 | 事業者としての衛生面、作業管理対策及び従事者の健康管理体制が整備されている         | 提案書及びヒアリング   | 3  | ／ 3 |

ウ 契約履行における管理の適切性等（配点 20 点）

| 評価項目        | 評価基準  | 提出書類       | 配点 | 得点  |
|-------------|---|------------|----|-----|
| 移行準備等       | 受託から給食開始までの研修計画等、円滑な移行が実施できる工夫がある                   | 提案書及びヒアリング | 3  | ／ 3 |
| 工程・手順       | 調理作業工程表、動線図、配膳や定期的な巡回指導など、3年間の業務を滞りなく実施できる工夫が見られる   | 提案書及びヒアリング | 3  | ／ 3 |
| 従業員教育・研修等   | 適切な人材を確保でき、当該業務の品質を高めるための従業員教育等、研修計画、現場巡回などに工夫が見られる | 提案書及びヒアリング | 5  | ／ 5 |
| アレルギー除去食の対応 | アレルギー対応の経験、実績があり、具体的な取り組みと工夫がされている                  | 提案書及びヒアリング | 6  | ／ 6 |
| 情報管理        | 当該業務の遂行において知り得た個人情報等を適切に管理する工夫が見られる                 | 提案書及びヒアリング | 3  | ／ 3 |

エ 人員体制 (配点 8 点)

| 評価項目          | 評価基準  | 提出書類       | 配点 | 得点  |
|---------------|---|------------|----|-----|
| 給食調理及び配膳の人員体制 | ①一日 3, 000 食以上の学校給食センター調理業務の経験を有する調理業務責任者及び副責任者が配置されている | 提案書及びヒアリング | 5  | / 5 |
|               | ②一日 3, 000 食以上の学校給食センター調理業務の経験を有する調理業務責任者又は副責任者が配置されている |            | 3  |     |
|               | ①②のいずれにも該当しない   |            | 0  |     |
|               | 配置者の資格、配置体制及び休暇等における補充体制が確立されている                        | 提案書及びヒアリング | 3  | / 3 |

オ 業務への対応姿勢 (配点 6 点)

| 評価項目  | 評価基準                               | 提出書類       | 配点 | 得点  |
|-------|------------------------------------|------------|----|-----|
| 雇用体制  | 現在勤務している非常勤職員の雇用対策及び地元採用計画に工夫が見られる | 提案書及びヒアリング | 3  | / 3 |
| 食育の対応 | 食育等への取り組みや活動の提案及び実績がある             | 提案書及びヒアリング | 3  | / 3 |

| 項目 | ア | イ | ウ  | エ | オ | 合計 |
|----|---|---|----|---|---|----|
| 配点 | 7 | 9 | 20 | 8 | 6 | 50 |

(3) 技術提案に関するヒアリングについて

平成29年5月24日実施

評価基準に基づき、業者のプレゼンテーション及び選定委員のヒアリングにより評価を実施した。

評価結果は以下のとおりである。

◎技術評価結果 50点

|   | 業者名                 | 評価点    |
|---|---------------------|--------|
| 1 | (株) 東洋食品            | 47.333 |
| 2 | 葉隠勇進(株)<br>東京本社     | 43.000 |
| 3 | 日本国民食(株)            | 42.167 |
| 4 | (株) 日環サービス<br>戸田営業所 | 26.335 |
| 5 | (株) ジェービーエム<br>事業本部 | 21.999 |

(4) 価格評価について

平成29年5月25日に入札を実施

入札結果は以下のとおり。

契約金額 ￥374,176,800.-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税 ￥27,716,800.-)

予定価格 ￥391,685,760.- (税込)

￥362,672,000.- (税抜)

◎価格評価結果

| 業者名 |                     | 第1回 (税込)       | 評価点     |
|-----|---------------------|----------------|---------|
| 1   | (株) 東洋食品            | ¥374,176,800.- | 24.535点 |
| 2   | (株) ジェービーエム<br>事業本部 | ¥374,277,240.- | 24.445点 |
| 3   | (株) 日環サービス<br>戸田営業所 | ¥375,058,620.- | 24.311点 |
| 4   | 日本国民食 (株)           | ¥379,446,120.- | 23.125点 |
| 5   | 葉隠勇進 (株)<br>東京本社    | ¥387,050,400.- | 21.257点 |

5 総合評価結果について

技術評価点と価格評価点の総合評価値は以下のとおりとなり、評価の一番高い業者を決定業者とした。

| 参加業者 |                    | 配点 | 技術評価点  | 価格評価点  | 合計点    |
|------|--------------------|----|--------|--------|--------|
|      |                    |    | 50     | 50     | 100    |
| 1    | (株) 東洋食品           |    | 47.333 | 24.535 | 71.868 |
| 2    | 葉隠勇進(株)<br>東京本部    |    | 43.000 | 21.257 | 64.257 |
| 3    | 日本国民食(株)           |    | 42.167 | 23.125 | 65.292 |
| 4    | (株)日環サービス<br>戸田営業所 |    | 26.335 | 24.311 | 50.646 |
| 5    | (株)ジェービーエム<br>事業本部 |    | 21.999 | 24.445 | 46.444 |

# 子ども大学 とだ 募集案内



1日目

入学式・子ども向け「法」のお話し

7/15(土) 会場 戸田市立新嘗公民館  
 時間 10:00~11:30  
 講師 青山学院大学教授 芹沢 斉 先生

「法」知ると役立つよ



2日目

いろいろな実験が  
 できて楽しいよ



戸田市サイエンスフェスティバル 2017

7/25(火) 会場 戸田市立芦原小学校  
 時間 13:30~16:00  
 講師 大学の先生、企業の方々

3日目

日本の伝統文化「講談」のお話しと実演

7/28(金) 会場 戸田市立新嘗公民館  
 時間 9:30~11:30  
 講師 講談師 神田 蘭 先生



講談？何かな？  
 体験してみよう！

大学生気分  
 になるかも



青山学院大学キャンパスツアー  
 ~キャンパス見学・パイプオルガンコンサートなど~

8/2(水) 会場 青山学院大学  
 時間 8:15~16:00  
 講師 青山学院大学の先生、学生

4日目

韓国のお話しが  
 聞けるよ

5日目

海外の文化・習慣のお話し・修了式

8/4(金) 会場 戸田市立新嘗公民館  
 時間 10:00~12:00  
 講師 (公財)戸田市国際交流協会  
チョウ ソンジャ  
 趙 誠子 先生

対象 市内の小学4・5・6年生  
 定員 20名(2回以上出席できる方)  
 費用 200円(保険料)  
 申込 費用を添えて新嘗公民館の窓口へ  
 受付 6月8日(木)~7月1日(土)  
 (午前9時から午後5時)

※申込み順

問い合わせ 新嘗公民館  
 ☎445-1811

# 「人権講演会」

演題 「インターネット時代における人権」  
～人は一人ひとり違う～



講師 地域福祉プロモーター  
鈴木宏治氏

## プロフィール

鈴木宏治氏は、知的発達障がいのある娘の子育てを通し学んだことを多くの人に伝えたいと、「楽しかった！ 感動した！」と言ってもらえる講演を目指して活動中である。テーマは、地域福祉・社会福祉・人権教育・障がい者問題・家庭教育・ファミリーケア・IT社会など多岐にわたっている。

現在、学校や自治体向けの研修の講師、大学の外部講師、ボランティア団体の代表、スペシャルオリンピックス日本認定コーチなど幅広く活躍をしている。

日時 平成29年7月11日(火) 午前10時30分～12時  
(受付10時～)

会場 新曽公民館 ホール (新曽福祉センター：所在地 新曽1395)

対象・定員 市民の方 50人 (小中学校PTA会員の参加有り)  
託児有り ※先着順につき、定員に達した場合は受付を終了します。  
(戸田市民大学として受講の場合、認定講座の1単位を付与します。)

申し込み 先着順。電話・メール・FAXにて下記まで。  
※6月2日(金)から申し込みを開始します。託児登録のため、6月16日(金)で申込みを終了します。

参加費 無料



生涯学習マスコット マナビィー

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

教育委員会 生涯学習課 (戸田市民大学事務局)  
電話 048-441-1800 (内線 308, 342)  
FAX 048-432-9910  
メール [kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp](mailto:kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp)

### 第 3 3 回特別展の開催について

1 展示名称 「人生のはじまりからおわりまで」

2 開催趣旨

「冠婚葬祭」という言葉があります。「冠」は「元服（成人）」、「婚」は「婚礼」、「葬」は「葬儀」及び「祭」は「祖先祭祀」であり、人が生まれてから死ぬまでと死んだ後に行われる行事を指しています。これらは今日でも人生の通過儀礼の一種とされていますが、いずれも人生の節目を意味しており、人の一生で必ず行う行事として認識されていました。

この冠婚葬祭を含む人生儀礼や通過儀礼には様々なものがありますが、同じ儀礼でも地域によって異なります。今回の特別展では、人の誕生から死去までの色々な通過儀礼や行事をテーマに戸田の習俗や時代の変化を紹介します。

3 開催期間

平成 29 年 7 月 15 日（土）～9 月 3 日（日）【実質開館 46 日】

【会期中休館日】 7 月 24 日（月） 31 日（月）

8 月 14 日（月） 28 日（月） 31 日（木）

4 展示会場 戸田市立郷土博物館 3 階 特別展示室

5 関係機関 主催 戸田市立郷土博物館

6 展示構成

第 1 章 誕生から幼年期

第 2 章 少年期から青年期

第 3 章 壮年期から老年期

7 入場料 無料

8 警備態勢

開館時 展示監視員 1 名を配置 警備員による定期巡回 24 時間防犯カメラで監視（特別展示室内 2 台 室外 1 台）

閉館時 警備員 2 名が通年にわたり常駐

9 資料搬送 借用資料は、学芸員立会いの上美術品梱包専門作業員が美術品専用輸送車を使用し搬送

10 関連事業 次のとおり（予定、詳細については別途起案）

(1) 記念講演「現代社会と人生儀礼」(仮)

(2) 子供体験講座「人生儀礼体験」(仮)

## 11 印刷物

(1) ポスター (B2判、4色) 300枚 [主として他館等への郵送他]

(2) ポスター (A3判、4色) 550枚 [主として町会配送]

(3) リーフレット (A4判、片面カラー)

10,000部[町会回覧約3,600枚 小・中学校クラス数配布 他館郵送]

(4) 展示図録 (A4判 4色 60頁) 500部 [他館郵送 館内頒布]

## 12 広報活動

「広報戸田市」(平成29年7月1日号)

戸田市教育委員会 facebook

ポスター掲示(町会掲示板 小中学校 公共施設 他の博物館等施設)

郷土博物館館ホームページ 館内掲示の充実

チラシ配布(小学校及び中学校クラス数配布 公共施設 博物館等施設)

報道機関への情報提供

イベント関連サイトでの情報提供

(日本博物館協会 インターネットミュージアム 文化遺産オンライン 科学館ポータルサイト 埼玉文化イベント情報 すくパラ倶楽部等)

## 13 展示企画 戸田市立郷土博物館学芸員 山田あさぎ 最上志乃 石川達也 吉田幸一

# 戸田市立図書館に関する 利用者アンケート調査報告

平成29年6月

戸田市教育委員会

戸田市立図書館では、平成27年3月に図書館の将来像を示す『戸田市図書館ビジョン』を策定しましたが、図書館利用の傾向を把握し、よりよいサービス提供を推進するため、今春「戸田市立図書館に関する利用者アンケート調査」を実施しました。この度、集計結果がまとまりましたのでご報告します。

いただいたご意見は、図書館ビジョンに基づく取組内容に反映させるなど、図書館サービスの更なる向上に活かしてまいります。

ご協力をいただいた皆様、ありがとうございました。

平成29年6月

戸田市教育委員会

## 目次

|              |    |
|--------------|----|
| アンケート調査の概要   | 1  |
| アンケート集計結果の分析 | 2  |
| アンケート調査票     | 12 |

## アンケート調査の概要

### 1 調査の目的

図書館利用の傾向を把握し、より良いサービス提供を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

### 2 調査期間

平成29年4月25日（火）から5月15日（月）まで

### 3 調査方法・対象者

本館、上戸田分館、各分室（3箇所）及び配本所にアンケート用紙と筆記用具及び回収箱を置き、来館者にその場で回答してもらう（無記名式）。

### 4 調査項目

アンケート調査票(p. 12～15)のとおり

### 5 回収件数

|           |     |
|-----------|-----|
| 本館        | 63  |
| 上戸田分館     | 16  |
| 下戸田分室     | 1   |
| 美笹分室      | 5   |
| 下戸田南分室    | 1   |
| 戸田公園駅前配本所 | 15  |
| 合 計       | 101 |

◎調査結果の比率は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、設問ごとにすべての比率を合計しても100.0%にならないことがあります。

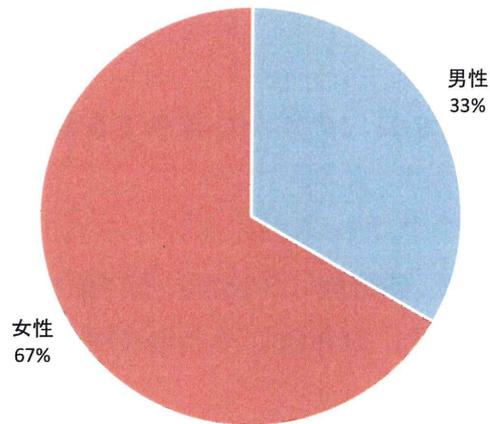
# アンケート集計結果の分析

問1 あなたの性別についてお答えください。

回答者の割合は、男女比が1:2で、女性が多い結果となりました。

(単位:人)

| 性別 | 男性 | 女性 |
|----|----|----|
| 実数 | 33 | 66 |

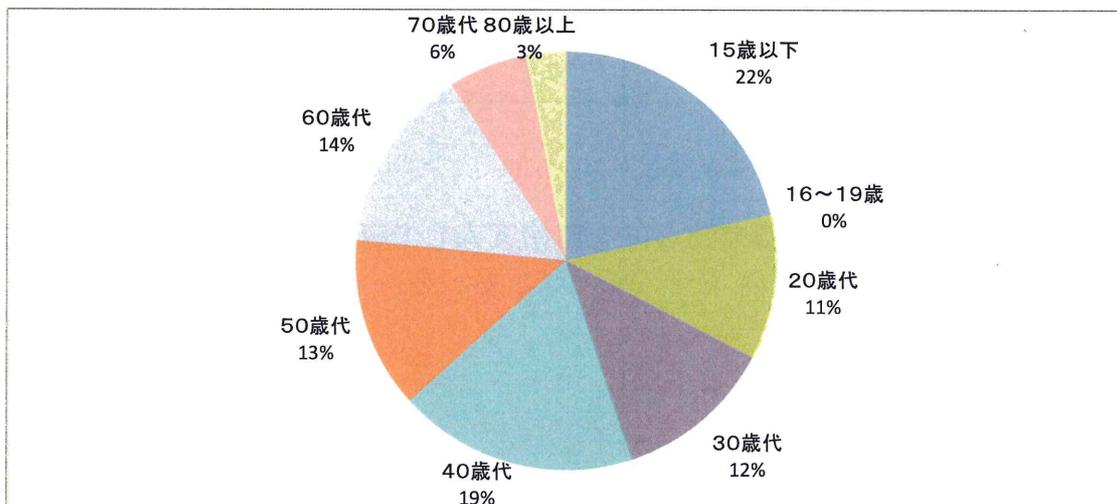


問2 あなたの年齢区分をお答えください。

回答者の割合は、15歳以下が最も多く、次いで40歳代、60歳代と続き、40歳代以上の方が全体の半数以上となりました。

(単位:人)

| 年齢区分 | 15歳以下 | 16~19歳 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳以上 |
|------|-------|--------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 実数   | 21    | 0      | 11   | 12   | 18   | 13   | 14   | 6    | 3     |

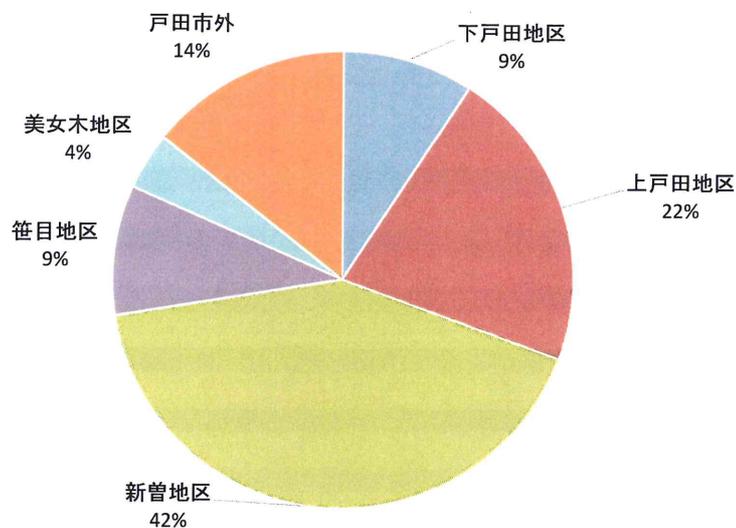


問3 あなたのお住まいの地域をお答えください

本館のある新曽地区にお住まいの方が多いという結果となりました。

(単位:人)

| 地域 | 下戸田地区 | 上戸田地区 | 新曽地区 | 笹目地区 | 美女木地区 | 戸田市外 |
|----|-------|-------|------|------|-------|------|
| 実数 | 9     | 21    | 41   | 9    | 4     | 14   |

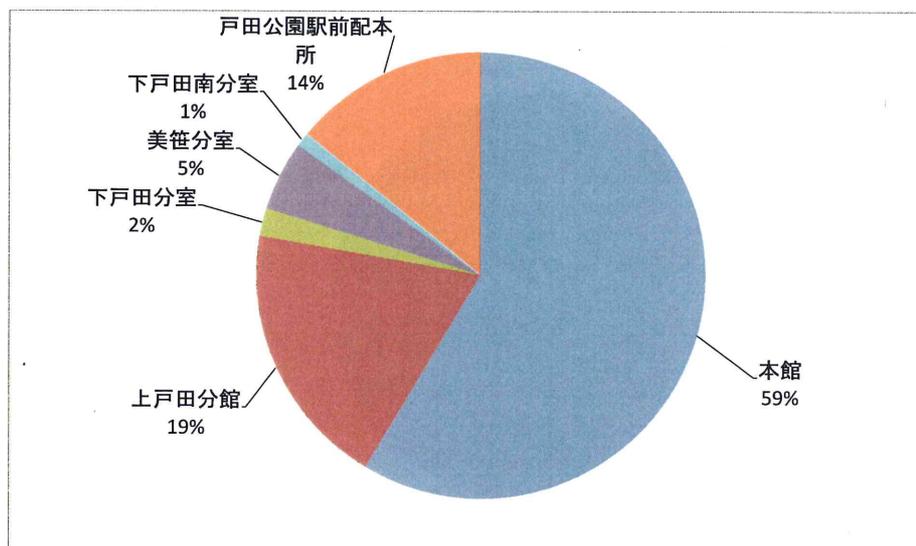


問4 あなたが最も利用している図書館はどこですか。

回収数が少ない3分室以外は、貸出利用統計に比例した順で、半数以上の方が本館を利用していました。

(単位:人)

| 館  | 本館 | 上戸田分館 | 下戸田分室 | 美笹分室 | 下戸田南分室 | 戸田公園駅前配本所 |
|----|----|-------|-------|------|--------|-----------|
| 実数 | 58 | 19    | 2     | 5    | 1      | 14        |

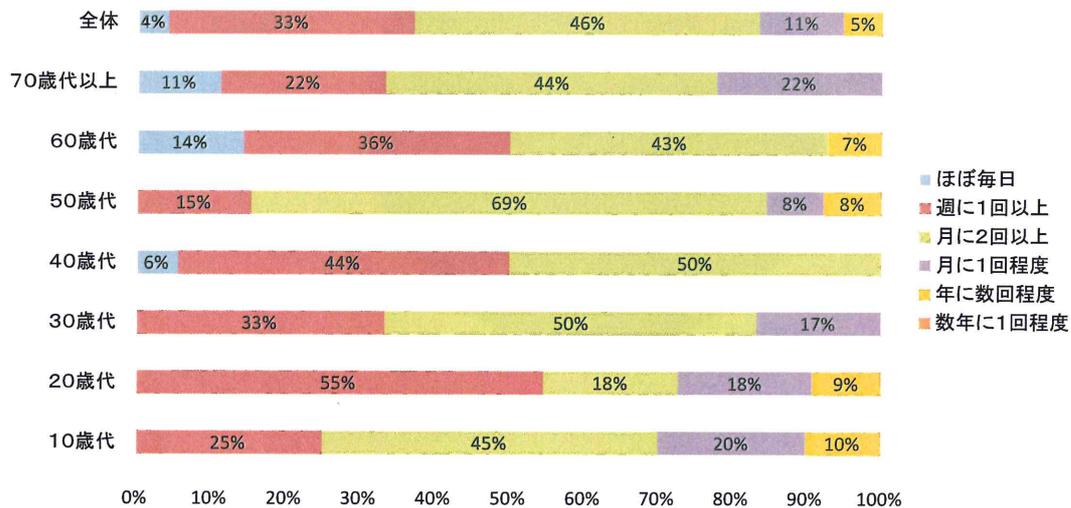


問5 図書館をどのくらいの頻度で利用しますか。

全体としては、週に1回以上と月に2回以上が多く、合計すると79%となりました。  
資料の貸出期間(15日間)を意識して、利用している方が多いと思われます。

(単位:人)

|         | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 全体 |
|---------|-------|------|------|------|------|------|--------|----|
| ほぼ毎日    | 0     | 0    | 0    | 1    | 0    | 2    | 1      | 4  |
| 週に1回以上  | 5     | 6    | 4    | 8    | 2    | 5    | 2      | 32 |
| 月に2回以上  | 9     | 2    | 6    | 9    | 9    | 6    | 4      | 45 |
| 月に1回程度  | 4     | 2    | 2    | 0    | 1    | 0    | 2      | 11 |
| 年に数回程度  | 2     | 1    | 0    | 0    | 1    | 1    | 0      | 5  |
| 数年に1回程度 | 0     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0      | 0  |
| 全体      | 20    | 11   | 12   | 18   | 13   | 14   | 9      | 97 |

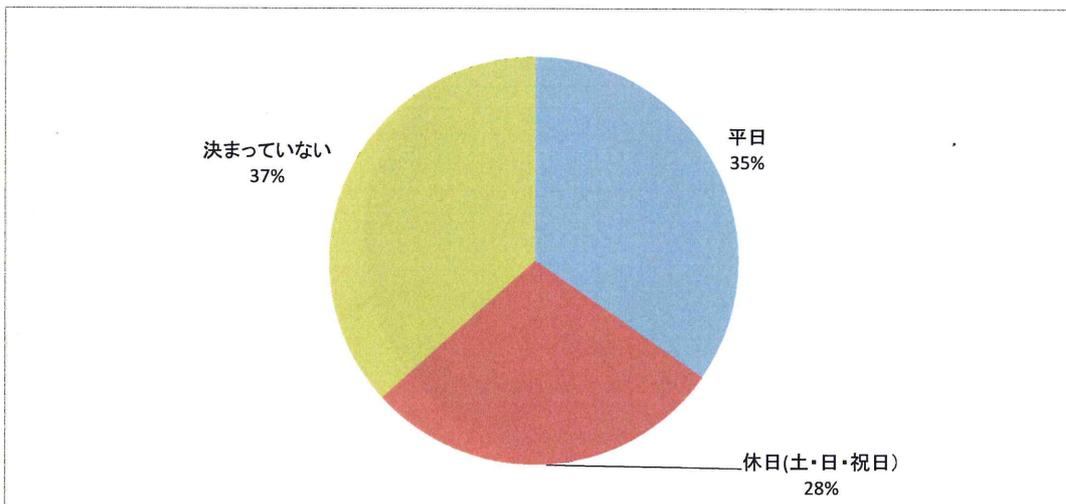


問6 主に利用する曜日はいつですか。

平日、休日、不定と1/3ずつに分かれました。

(単位:人)

| 曜日 | 平日 | 休日(土・日・祝日) | 決まっていない |
|----|----|------------|---------|
| 実数 | 34 | 28         | 36      |



問7 主に利用する時間帯はいつですか。

利用時間帯は、全体では、午後と不定が多く、18時以降が少ない結果でした。

(単位:人)

|         | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 全体 |
|---------|-------|------|------|------|------|------|--------|----|
| 午前      | 3     | 2    | 3    | 6    | 1    | 2    | 4      | 21 |
| 午後      | 9     | 2    | 4    | 7    | 4    | 5    | 4      | 35 |
| 18時以降   | 0     | 1    | 0    | 2    | 0    | 1    | 0      | 4  |
| 決まっていない | 9     | 6    | 3    | 3    | 8    | 6    | 1      | 36 |
| 全体      | 21    | 11   | 10   | 18   | 13   | 14   | 9      | 96 |

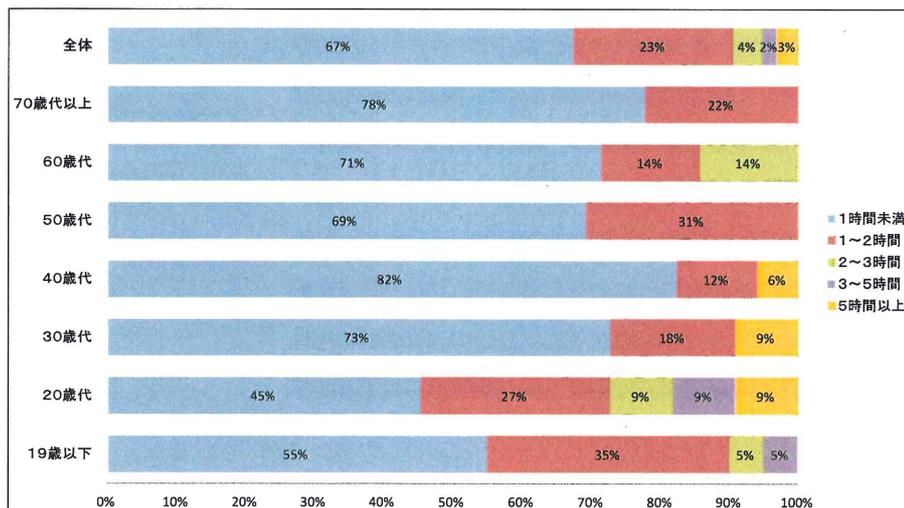


問8 図書館にどのくらいの時間滞在しますか。

全体で見ると、「1時間未満」が65%、「1～2時間」が20%となり、長時間の滞在は少ないという結果となりました。

(単位:人)

|       | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 全体 |
|-------|-------|------|------|------|------|------|--------|----|
| 1時間未満 | 11    | 5    | 8    | 14   | 9    | 10   | 7      | 64 |
| 1～2時間 | 7     | 3    | 2    | 2    | 4    | 2    | 2      | 22 |
| 2～3時間 | 1     | 1    | 0    | 0    | 0    | 2    | 0      | 4  |
| 3～5時間 | 1     | 1    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0      | 2  |
| 5時間以上 | 0     | 1    | 1    | 1    | 0    | 0    | 0      | 3  |
| 全体    | 20    | 11   | 11   | 17   | 13   | 14   | 9      | 95 |

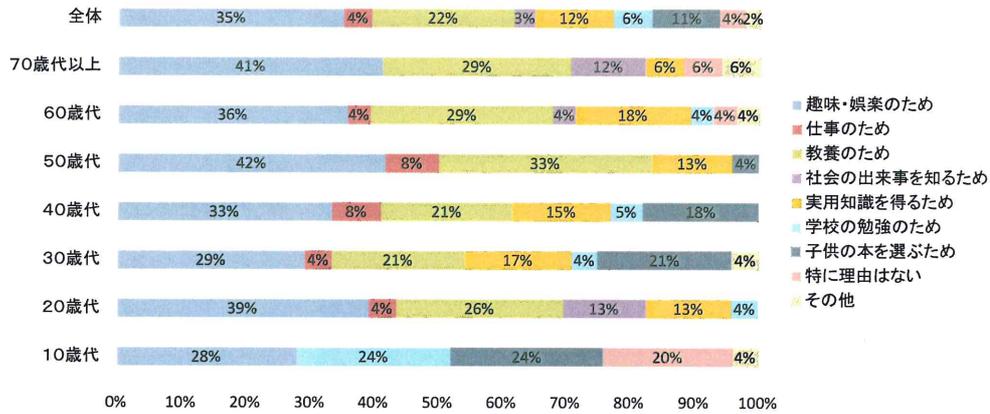


問9 図書館を利用する主な目的はなんですか(あてはまるもの三つまで)。

全体では、上位から①趣味・娯楽②教養③実用知識を得る④子供の本を選ぶの順となりました。

(単位:人)

|             | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 全体  |
|-------------|-------|------|------|------|------|------|--------|-----|
| 趣味・娯楽のため    | 7     | 9    | 7    | 13   | 10   | 10   | 7      | 63  |
| 仕事のため       | 0     | 1    | 1    | 3    | 2    | 1    | 0      | 8   |
| 教養のため       | 0     | 6    | 5    | 8    | 8    | 8    | 5      | 40  |
| 社会の出来事を知るため | 0     | 3    | 0    | 0    | 0    | 1    | 2      | 6   |
| 実用知識を得るため   | 0     | 3    | 4    | 6    | 3    | 5    | 1      | 22  |
| 学校の勉強のため    | 6     | 1    | 1    | 2    | 0    | 1    | 0      | 11  |
| 子供の本を選ぶため   | 6     | 0    | 5    | 7    | 1    | 0    | 0      | 19  |
| 特に理由はない     | 5     | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    | 1      | 7   |
| その他         | 1     | 0    | 1    | 0    | 0    | 1    | 1      | 4   |
| 全体          | 25    | 23   | 24   | 39   | 24   | 28   | 17     | 180 |

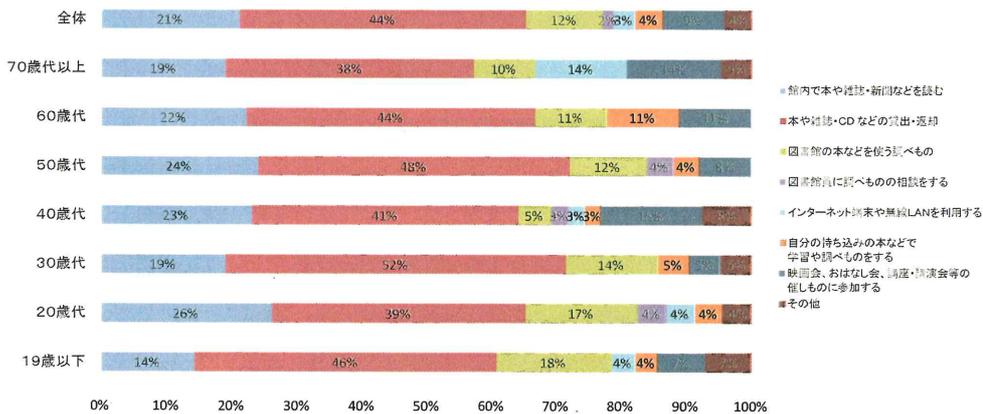


問10 図書館を主にどのように利用していますか(あてはまるもの三つまで)。

全体では、「資料の貸出・返却」が最も多く、続いて「館内で本や雑誌・新聞の閲覧」、「図書館の本などを使う調べもの」、「催し物への参加」の順となりました。

(単位:人)

|                             | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 全体  |
|-----------------------------|-------|------|------|------|------|------|--------|-----|
| 館内で本や雑誌・新聞などを読む             | 4     | 6    | 4    | 9    | 6    | 6    | 4      | 39  |
| 本や雑誌・CDなどの貸出・返却             | 13    | 9    | 11   | 16   | 12   | 12   | 8      | 71  |
| 図書館の本などを使う調べもの              | 5     | 4    | 3    | 2    | 3    | 3    | 2      | 22  |
| 図書館員に調べものの相談をする             | 0     | 1    | 0    | 1    | 1    | 0    | 0      | 3   |
| インターネット端末や無線LANを利用する        | 1     | 1    | 0    | 1    | 0    | 0    | 3      | 6   |
| 自分の持ち込みの本などで学習や調べものをする      | 1     | 1    | 1    | 1    | 1    | 3    | 0      | 8   |
| 映画会、おはなし会、講座・講演会等の催しものに参加する | 2     | 0    | 1    | 6    | 2    | 3    | 3      | 18  |
| その他                         | 2     | 1    | 1    | 3    | 0    | 0    | 1      | 8   |
| 全体                          | 28    | 23   | 21   | 39   | 25   | 27   | 21     | 164 |

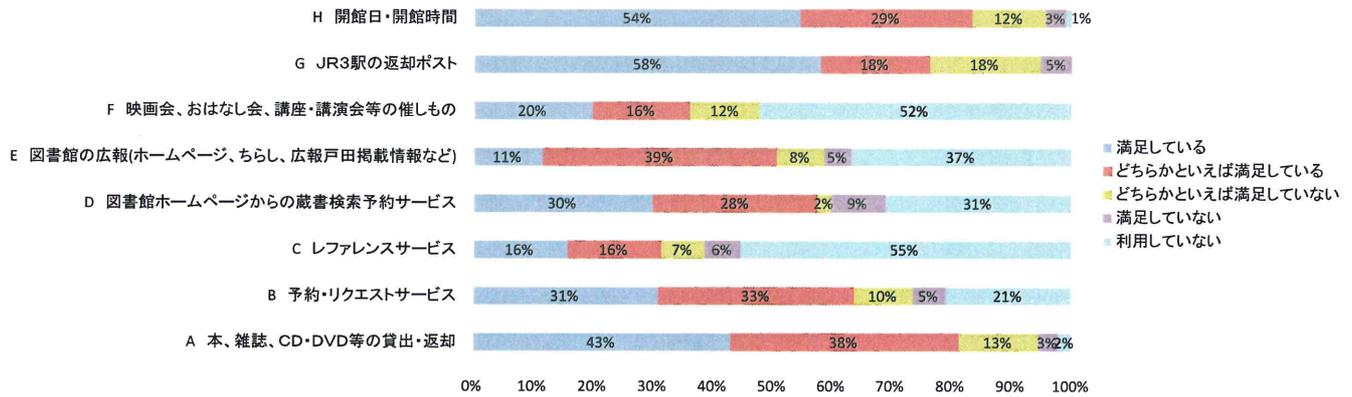


問11 図書館が行っているサービス等について満足度をお聴きします。

「1満足している」と「2どちらかといえば満足している」との合計で、半数以上となったものは、A 本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却74、B 予約・リクエストサービス58、G JR3駅の返却ポスト58、H 開館日・開館時間75でした。  
 「D 図書館ホームページからの蔵書検索予約サービス」は、50でほぼ半数の方が満足しています。  
 「E 図書館の広報」については、満足している方は44で半数以下となり、利用していない=見ていない方が32となりました。  
 「F 催しもの」については、満足している方は31で半数以下となり、利用していない=参加していない方が45となりました。本館と上戸田分館以外では、行事を行っていませんので、致し方無いと考えます。  
 「C レファレンスサービス」については、満足している方は26と最も少なく、利用していない方が46となりました。本館のみのサービスですので、致し方無いと考えます。

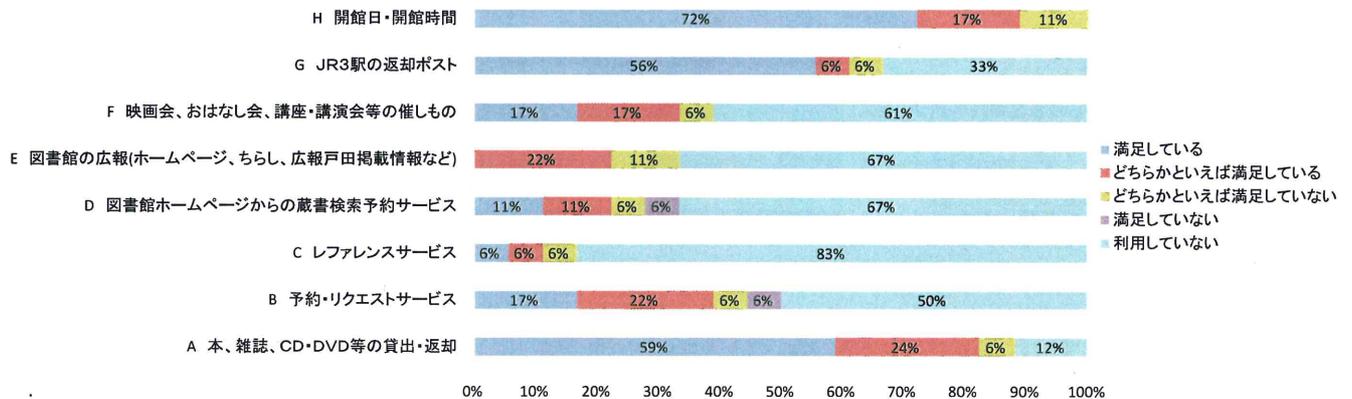
(全体)

|                                 | (単位:人) |                |                 |         |         |
|---------------------------------|--------|----------------|-----------------|---------|---------|
|                                 | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば満足していない | 満足していない | 利用していない |
| A 本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却            | 39     | 35             | 12              | 3       | 2       |
| B 予約・リクエストサービス                  | 28     | 30             | 9               | 5       | 19      |
| C レファレンスサービス                    | 13     | 13             | 6               | 5       | 46      |
| D 図書館ホームページからの蔵書検索予約サービス        | 26     | 24             | 2               | 8       | 27      |
| E 図書館の広報(ホームページ、ちらし、広報戸田掲載情報など) | 10     | 34             | 7               | 4       | 32      |
| F 映画会、おはなし会、講座・講演会等の催しもの        | 17     | 14             | 10              | 0       | 45      |
| G JR3駅の返却ポスト                    | 44     | 14             | 14              | 4       | 0       |
| H 開館日・開館時間                      | 49     | 26             | 11              | 3       | 1       |



(19歳以下)

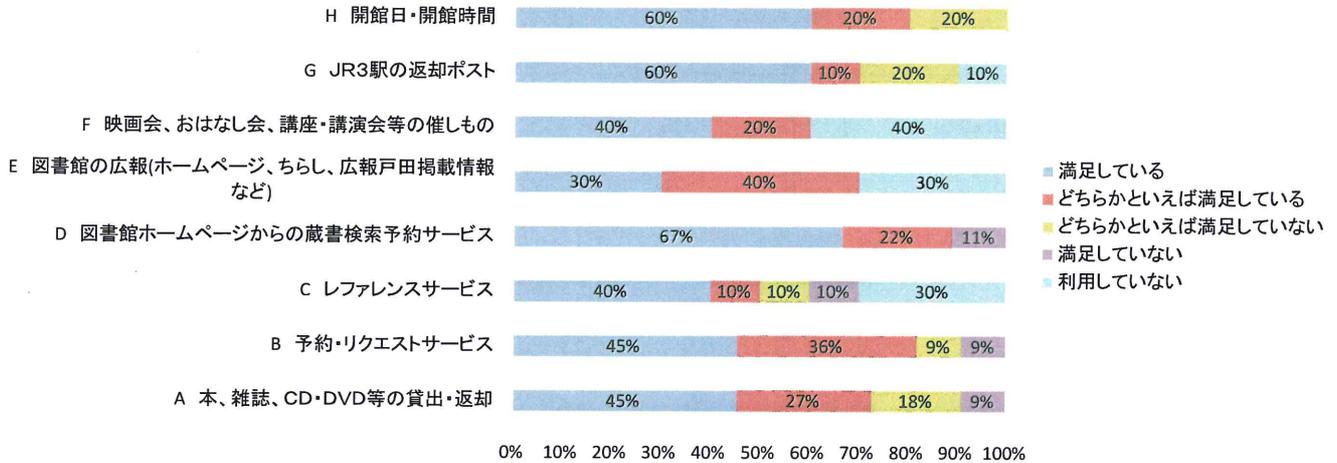
|                                 | (単位:人) |                |                 |         |         |
|---------------------------------|--------|----------------|-----------------|---------|---------|
|                                 | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば満足していない | 満足していない | 利用していない |
| A 本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却            | 10     | 4              | 1               | 0       | 2       |
| B 予約・リクエストサービス                  | 3      | 4              | 1               | 1       | 9       |
| C レファレンスサービス                    | 1      | 1              | 1               | 0       | 15      |
| D 図書館ホームページからの蔵書検索予約サービス        | 2      | 2              | 1               | 1       | 12      |
| E 図書館の広報(ホームページ、ちらし、広報戸田掲載情報など) | 0      | 4              | 2               | 0       | 12      |
| F 映画会、おはなし会、講座・講演会等の催しもの        | 3      | 3              | 1               | 0       | 11      |
| G JR3駅の返却ポスト                    | 10     | 1              | 1               | 0       | 6       |
| H 開館日・開館時間                      | 13     | 3              | 2               | 0       | 0       |



(20代)

(単位:人)

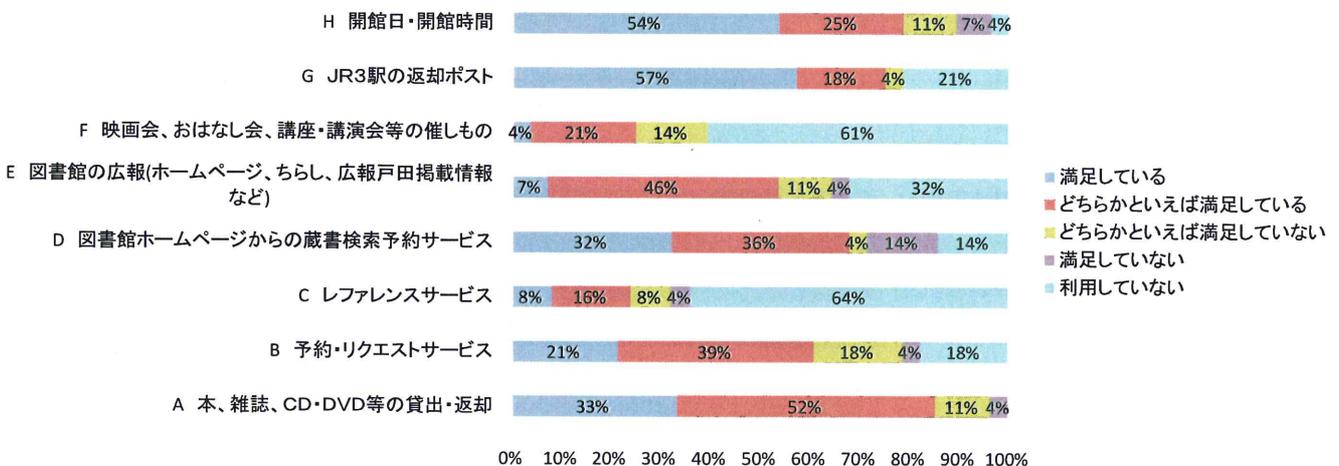
|                                 | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば満足していない | 満足していない | 利用していない |
|---------------------------------|--------|----------------|-----------------|---------|---------|
| A 本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却            | 5      | 3              | 2               | 1       | 0       |
| B 予約・リクエストサービス                  | 5      | 4              | 1               | 1       | 0       |
| C レファレンスサービス                    | 4      | 1              | 1               | 1       | 3       |
| D 図書館ホームページからの蔵書検索予約サービス        | 6      | 2              | 0               | 1       | 0       |
| E 図書館の広報(ホームページ、ちらし、広報戸田掲載情報など) | 3      | 4              | 0               | 0       | 3       |
| F 映画会、おはなし会、講座・講演会等の催しもの        | 4      | 2              | 0               | 0       | 4       |
| G JR3駅の返却ポスト                    | 6      | 1              | 2               | 0       | 1       |
| H 開館日・開館時間                      | 6      | 2              | 2               | 0       | 0       |



(30代・40代)

(単位:人)

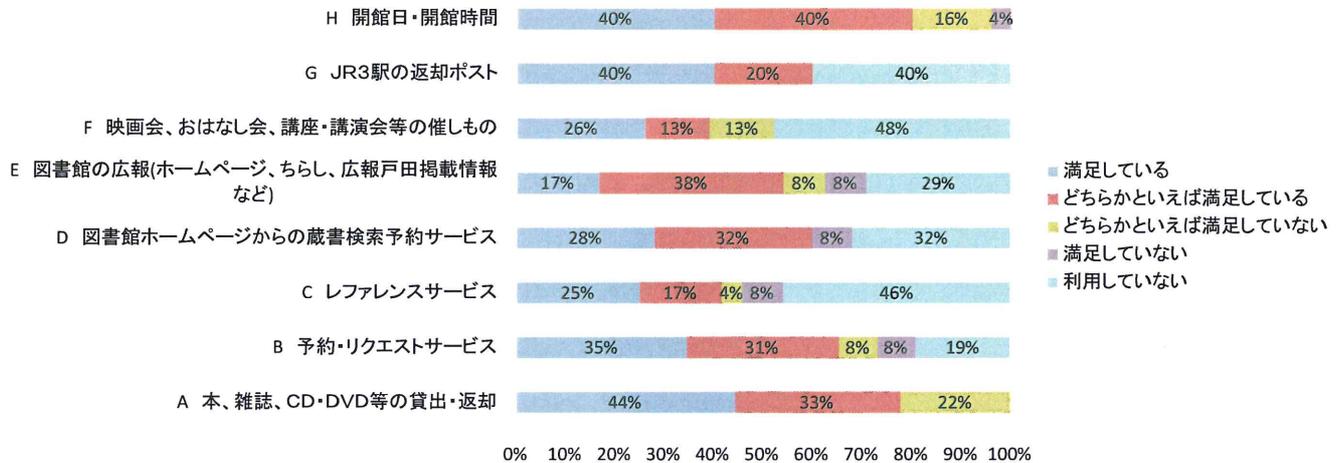
|                                 | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば満足していない | 満足していない | 利用していない |
|---------------------------------|--------|----------------|-----------------|---------|---------|
| A 本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却            | 9      | 14             | 3               | 1       | 0       |
| B 予約・リクエストサービス                  | 6      | 11             | 5               | 1       | 5       |
| C レファレンスサービス                    | 2      | 4              | 2               | 1       | 16      |
| D 図書館ホームページからの蔵書検索予約サービス        | 9      | 10             | 1               | 4       | 4       |
| E 図書館の広報(ホームページ、ちらし、広報戸田掲載情報など) | 2      | 13             | 3               | 1       | 9       |
| F 映画会、おはなし会、講座・講演会等の催しもの        | 1      | 6              | 4               | 0       | 17      |
| G JR3駅の返却ポスト                    | 16     | 5              | 1               | 0       | 6       |
| H 開館日・開館時間                      | 15     | 7              | 3               | 2       | 1       |



(50代・60代)

(単位:人)

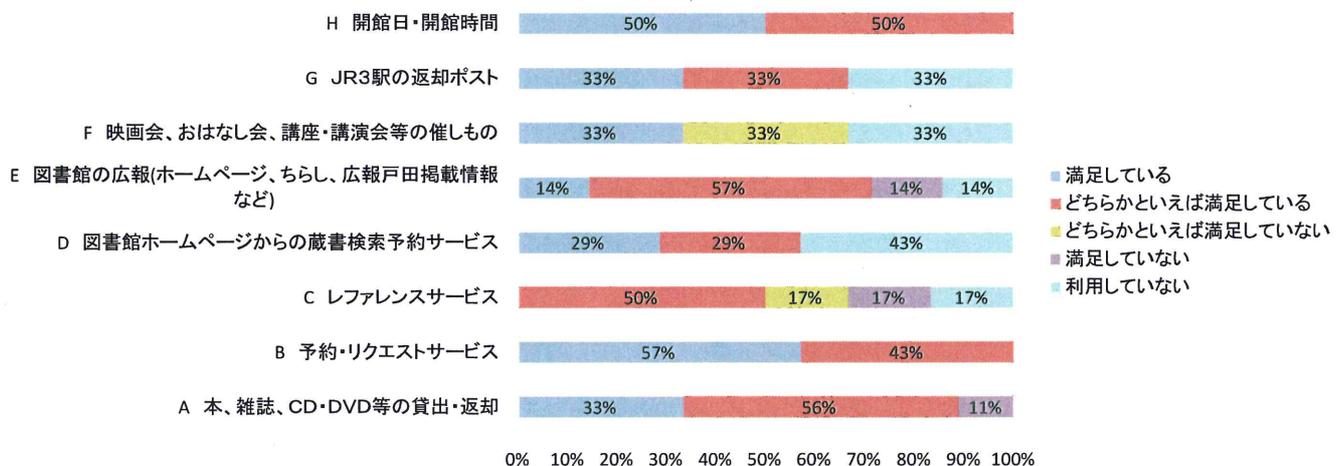
|                                 | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば満足していない | 満足していない | 利用していない |
|---------------------------------|--------|----------------|-----------------|---------|---------|
| A 本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却            | 12     | 9              | 6               | 0       | 0       |
| B 予約・リクエストサービス                  | 9      | 8              | 2               | 2       | 5       |
| C レファレンスサービス                    | 6      | 4              | 1               | 2       | 11      |
| D 図書館ホームページからの蔵書検索予約サービス        | 7      | 8              | 0               | 2       | 8       |
| E 図書館の広報(ホームページ、ちらし、広報戸田掲載情報など) | 4      | 9              | 2               | 2       | 7       |
| F 映画会、おはなし会、講座・講演会等の催しもの        | 6      | 3              | 3               | 0       | 11      |
| G JR3駅の返却ポスト                    | 10     | 5              | 0               | 0       | 10      |
| H 開館日・開館時間                      | 10     | 10             | 4               | 1       | 0       |



(70代以上)

(単位:人)

|                                 | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば満足していない | 満足していない | 利用していない |
|---------------------------------|--------|----------------|-----------------|---------|---------|
| A 本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却            | 3      | 5              | 0               | 1       | 0       |
| B 予約・リクエストサービス                  | 4      | 3              | 0               | 0       | 0       |
| C レファレンスサービス                    | 0      | 3              | 1               | 1       | 1       |
| D 図書館ホームページからの蔵書検索予約サービス        | 2      | 2              | 0               | 0       | 3       |
| E 図書館の広報(ホームページ、ちらし、広報戸田掲載情報など) | 1      | 4              | 0               | 1       | 1       |
| F 映画会、おはなし会、講座・講演会等の催しもの        | 2      | 0              | 2               | 0       | 2       |
| G JR3駅の返却ポスト                    | 2      | 2              | 0               | 0       | 2       |
| H 開館日・開館時間                      | 4      | 4              | 0               | 0       | 0       |

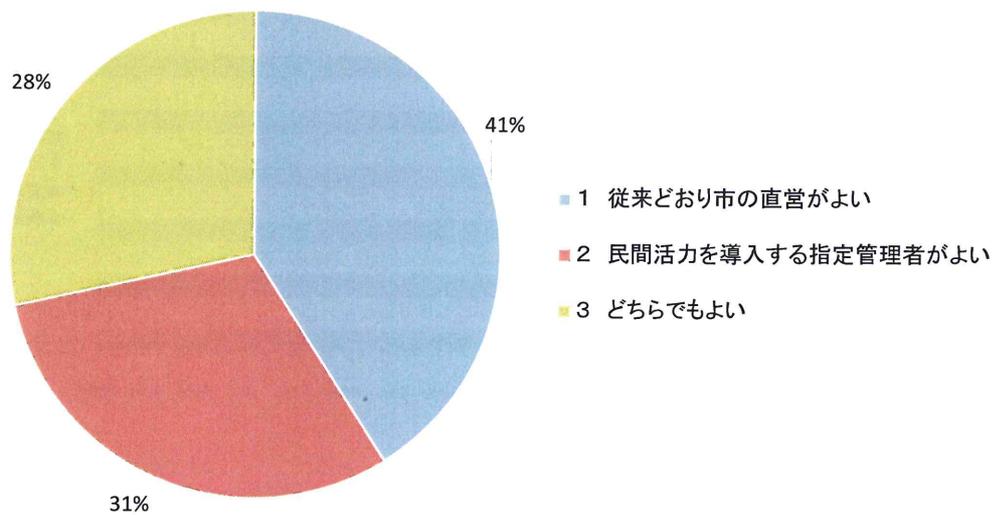


問12 図書館の運営形態についてお聴きします。

僅差で「従来どおりの直営がよい」、「民間活力を導入する指定管理者がよい」、「どちらでもよい」の順となりました。

(単位:人)

| 選択肢 | 1 従来どおり市の直営がよい | 2 民間活力を導入する指定管理者がよい | 3 どちらでもよい |
|-----|----------------|---------------------|-----------|
| 実数  | 39             | 29                  | 27        |



問13 本館1階ロビーの活用など施設に関するご意見をお聴かせください。

1 施設の活用方法や設備等について 合計29件

(1) ロビーについて 5件

- ・ロビーが暗くて老人の方しかいません
- ・ロビーにあった水槽と魚が楽しみでしたが、撤去されて、ますます無駄に音がこだまするだけのデッドスペースになっている
- ・ロビーや子供用スペースにベビーベッドを置いて下さい。他の自治体では置いてない所をさがす方が難しいです。
- ・ロビーをカフェテリアにして、日常会話を楽しむ位は許容してコミュニティの場として下さい。
- ・ロビー・児童のところ、本を読む場所、休憩室がすべて古くさい。少しきたならしい。
- ・ロビーでお弁当が食べたい。

(2) ソファについて 3件

- ・ソファに変な人がいるので、ソファはいらないと思う
- ・ソファスペースは静かで便利
- ・ソファに座りたいと常々思っている。ただ、浮浪者等、清潔感に欠ける利用者が多く、断念している。

(3) 照明について 4件

- ・テーブル・椅子を置いて、照明を明るくして、くつろげる場にしては。
- ・館全体の照明が暗い。ロビーが全体的に暗い感じがします。
- ・休憩室が暗くて狭いので利用しにくい。
- ・明るさを確保するため、暖色系の電灯を増設してほしい。

(4) 飲食について 6件

- ・飲食スペースをもっと快適、清潔にして、利用しやすくしてほしい。
- ・子どもと飲食できるスペースがもう少しあるとありがたいです。
- ・あいパルみたいに地元のお店の商品を置くのもいいと思います(自動販売機とか)
- ・戸田市民の飲食店の新たなる出店が目につくように思えます。意欲有る若い経営者に期間限定のミニコーナーを設ける事も一案かと思えます。
- ・飲食は自由にさせない方がよい
- ・飲み物等(昼食など)はOKにしてもらいたい。お昼を食べたくても指定された室内は狭く。外のベンチは寒いので。

(5) 音について 3件

- ・音が反響しすぎていつも緊張します。冷たい静けさで嫌です
- ・防音などの問題あり。静かにしてください。
- ・子供スペースは防音にして欲しい

(6) その他 8件

- ・もっとゆったりと長時間過ごせるおだやかな空間に
- ・市役所にも返却ポストを設置してほしい
- ・喫煙所を隔離して、煙や匂いがそばを通るときでも気にならないようにしてほしい。
- ・配本所にも書架のスペースを作ってほしい。
- ・中高生の学習の場として、試験期間中自習室が混み合う場合、会議室などを開放して施設の有効活用を。
- ・広々として開放的で良いと思います
- ・レファレンスをやるなら、正職員が職員室にこもらないでオープンオフィスにしてはどうですか。
- ・事務室は子供向けの部屋として使ってはどうでしょうか。事務室はオープンか他の部屋と共有で。

## 戸田市立図書館に関する利用者アンケート調査

皆様には、日ごろから教育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、図書館では、平成27年3月に図書館の将来像を示す『図書館ビジョン』を策定しましたが、図書館利用の傾向を把握し、より良いサービス提供を推進するため、ここにアンケート調査を実施します。

つきましては、皆様のご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

平成29年4月

戸田市教育委員会

### 【御記入に当たってのお願い】

- アンケート調査票は、2ページから4ページまでです。回答は、直接御記入ください。
- 回答には、選択肢に「○」を付すものと具体的に意見を記入するものがあります。
- 回答は無記名とし、一人1回としてください。
- 質問又は回答には、個別に回答しませんので御了承ください。回答を希望する場合は、「館長への手紙」を御利用ください。
- 記入が終わりましたら、備え付けの回収箱に投函してください。

問合せ：図書館・郷土博物館 図書館担当

電 話：048-442-2800

あなたご自身のことについて

問1 あなたの性別についてお答えください。

- 1 男性      2 女性

問2 あなたの年齢区分をお答えください。

- 1 15歳以下      2 16～19歳      3 20歳～29歳  
4 30歳～39歳      5 40歳～49歳      6 50歳～59歳  
7 60歳～69歳      8 70歳～79歳      9 80歳以上

問3 あなたのお住まいの地域をお答えください。

- 1 下戸田地区      2 上戸田地区      3 新曽地区      4 笹目地区  
5 美女木地区      6 戸田市外

図書館の利用について

問4 あなたが最も利用している図書館はどこですか。

- 1 本館      2 上戸田分館      3 下戸田分室      4 美笹分室  
5 下戸田南分室      6 戸田公園駅前配本所

問5 図書館をどのくらいの頻度で利用しますか。

- 1 ほぼ毎日      2 週に1回以上      3 月に2回以上  
4 月に1回程度      5 年に数回程度      6 数年に1回程度

問6 主に利用する曜日はいつですか。

- 1 平日(特に 曜日)      2 休日(土・日・祝日)      3 決まっていない

問7 主に利用する時間帯はいつですか。

- 1 午前 2 午後 3 18時以降 4 決まっていない

問8 図書館にどのくらいの時間滞在しますか。

- 1 1時間未満 2 1～2時間 3 2～3時間  
4 3～5時間 5 5時間以上

問9 図書館を利用する主な目的は何ですか(あてはまるもの三つまで)。

- 1 趣味・娯楽のため 2 仕事のため 3 教養のため  
4 社会の出来事を知るため 5 実用知識を得るため  
6 学校の勉強のため 7 子供の本を選ぶため  
8 特に理由はない 9 その他 ( )

問10 図書館を主にどのように利用していますか(あてはまるもの三つまで)。

- 1 館内で本や雑誌・新聞などを読む 2 本や雑誌・CDなどの貸出・返却  
3 図書館の本などを使う調べもの 4 図書館員に調べものの相談をする  
5 インターネット端末や無線LANを利用する  
6 自分の持ち込みの本などで学習や調べものをする  
7 映画会、おはなし会、講座・講演会等の催しものに参加する  
8 その他 ( )

|           |
|-----------|
| 図書館全般について |
|-----------|

問11 図書館が行っているサービス等について満足度をお聞きします。

(太枠の中のあてはまる番号1つに○)



## 第64回戸田橋花火大会開催に伴う図書館戸田公園駅前配本所開所 時間の変更について

このことについて、戸市第298号「第64回戸田橋花火大会開催に伴う戸田公園駅前行政センター開庁時間の変更及び広報掲載について」(平成29年5月18日決裁)により、下記のとおり図書館戸田公園駅前配本所の開所時間を変更することとなりました。また、下記の方法にて周知いたします。

### 記

#### 1 変更日時

○通常の土・日曜日開所時間

午前9時から午後5時30分まで

○変更後の開所日時

平成29年8月5日(土) 午前9時から正午まで。ただし、花火大会が雨天等で翌日へ順延の場合は、翌日6日(日)の開所時間も午前9時から正午までとなります。

#### 2 周知方法

戸市第298号による広報戸田市7/1、7/15号掲載のほか、図書館ホームページでのお知らせ掲載、館内掲示(本館、分館、分室、配本所)を行います。

以上

# 平成29年度 戸田市いじめ根絶「ピース」プロジェクト

一人一人(Piece)のよさや違いを認め合い、いじめのない笑顔かがやく平和(Peace)な学校にするために、自分にできることは何かを考え、実行するプロジェクト

## 戸田市いじめ防止基本方針の改定（7月）

＜戸田市いじめ問題対策連絡協議会・パブリックコメント等による意見に基づき改定＞

← 学校いじめ防止基本方針の改定
← 戸田市いじめ防止マニュアルの改定

### 動画を活用した弁護士による特別授業の実施(7月) 戸田市いじめ問題調査委員会 岡本卓大委員長による講話

- ・市内全小・中学校において実施（保護者向けにも実施）
- ・今後、他のいじめ問題調査委員会委員による専門的な見知からの特別授業（動画）を予定



### いじめ対応プログラムの実施（9月）

- ・青山学院大学との連携により実施（小6～中3）
- ・エンカウンター等を取り入れた体験的プログラム

### 児童会・生徒会によるいじめ防止の取組（11月）

- ・児童生徒による自主的な活動
- ・いじめ撲滅宣言、いじめ防止標語 等

